

平成25年第3回阿波市議会定例会会議録（第3号）

招集年月日 平成25年9月12日

招集場所 阿波市議会議場

出席議員（20名）

1番 原 田 健 資	2番 檜 原 伸
3番 藤 川 豊 治	4番 森 本 節 弘
5番 江 澤 信 明	6番 正 木 文 男
7番 笠 井 高 章	8番 松 永 涉
9番 吉 田 正	10番 檜 原 賢 二
11番 木 村 松 雄	12番 阿 部 雅 志
13番 岩 本 雅 雄	14番 池 光 正 男
15番 出 口 治 男	16番 香 西 和 好
17番 原 田 定 信	18番 三 浦 三 一
19番 稲 岡 正 一	20番 吉 川 精 二

欠席議員（なし）

会議録署名議員

9番 吉 田 正	10番 檜 原 賢 二
----------	-------------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

市 長 野 崎 國 勝	副 市 長 黒 石 康 夫
政 策 監 藤 井 正 助	教 育 長 坂 東 英 司
総 務 部 長 井 内 俊 助	市 民 部 長 石 川 春 義
健康福祉部長 林 正 二	産 業 経 済 部 長 天 満 仁
建 設 部 長 田 村 豊	庁 舎 建 設 局 長 出 口 芳 博
教 育 次 長 新 居 正 和	総 務 部 次 長 坂 東 重 夫
総 務 部 次 長 吉 田 一 夫	市 民 部 次 長 瀬 尾 勇 雄
健康福祉部次長 川 井 剛	産 業 経 済 部 次 長 宮 本 哲 男
建 設 部 次 長 友 行 義 博	吉 野 支 所 長 坂 東 広 隆
土 成 支 所 長 今 井 和 美	市 場 支 所 長 森 本 修 次
会 計 管 理 者 町 田 寿 人	財 政 課 長 妹 尾 明
水 道 課 長 大 川 広 幸	農 業 委 員 会 局 長 前 田 晋 志

職務のため出席したものの職氏名

議会事務局長 姫 田 均

事務局長補佐 成 谷 史 代

事務局長補佐 大 倉 洋 二

議事日程

日程第 1 市政に対する一般質問

日程第 2 議案第 4 6 号 平成 2 4 年度阿波市一般会計歳入歳出決算認定について

日程第 3 議案第 4 7 号 平成 2 4 年度阿波市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 4 議案第 4 8 号 平成 2 4 年度阿波市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 5 議案第 4 9 号 平成 2 4 年度阿波市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 6 議案第 5 0 号 平成 2 4 年度阿波市伊沢谷簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 7 議案第 5 1 号 平成 2 4 年度阿波市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 8 議案第 5 2 号 平成 2 4 年度阿波市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 9 議案第 5 3 号 平成 2 4 年度阿波市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 1 0 議案第 5 4 号 平成 2 4 年度阿波市御所財産区特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 1 1 議案第 5 5 号 平成 2 4 年度阿波市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

日程第 1 2 議案第 5 6 号 平成 2 4 年度阿波市水道事業会計決算認定について

日程第 1 3 議案第 5 7 号 平成 2 5 年度阿波市一般会計補正予算（第 3 号）について

日程第 1 4 議案第 5 8 号 平成 2 5 年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について

日程第 1 5 議案第 5 9 号 阿波市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

(質疑・付託)

午前10時00分 開議

○議長（出口治男君） ただいまの出席議員数は19名で定足数に達しており、議会は成立をいたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付いたしましたとおりです。

これより本日の日程に入ります。

~~~~~

### 日程第1 市政に対する一般質問

○議長（出口治男君） 日程第1、市政に対する一般質問を前日に引き続き行います。

まず初めに、16番香西和好君の一般質問を許可いたします。

16番香西和好君。

○16番（香西和好君） 皆さんおはようございます。

ただいま議長の許可をいただきましたので、16番香西和好、公明党、平成25年9月議会での一般質問をいたします。

既に通告しておりますとおり、今回3点について通告をさせていただいております。1点目に期日前投票の宣誓書について、2点目に阿波市市民憲章について、第3点目に国の天然記念物に指定されている阿波の土柱保全について、以上3点でございます。ただいまから順次質問いたしますので、明快なる答弁をお願いいたします。

それでは、第1点目、期日前投票に必要な宣誓書について質問をいたします。

期日前投票制度は、平成15年12月に公職選挙法が改正され施行、この制度は有権者選挙人が投票しやすい環境づくりと投票日の当日に投票に行けない選挙人が公示日の翌日から投票日の前日までの期間において投票する制度で、これに必要なのが期日前投票の宣誓書でございます。この宣誓書の記入に対して選挙人から現在いろんな声が寄せられております。

まず1つには、期日前投票所で宣誓書に記入するのは緊張する。字を書くのに時間がかかる。人前で字を書くのが苦手。高齢者や障害者には負担が大きい等、宣誓書に記入する際の負担を軽減してほしいとの声が多く寄せられて、全国の自治体の中には市や町のホームページから宣誓書をダウンロードできるようにしたり、投票入場券裏に宣誓書を掲載し、選挙人の負担軽減に取り組んでおります。

本市阿波市においても、前回先進地を調査研究して、選挙人の負担軽減に取り組むべきと要望いたしました。まず、これについての質問を1点目をお願いします。

それから、2点目におきましては、現在ご承知のように、国政選挙を初め全国で地方選挙が行われております。新聞紙上にも掲載しておりますとおり、非常に投票率が低い。これについて投票率の向上の施策はどのように考えておられるか、この点をお尋ねします。

また3点目には、国においてマイナンバー制度導入を予定しているが、これにあわせて入場整理券を変更しては。

以上、答弁を求めます。

○議長（出口治男君） 井内総務部長。

○総務部長（井内俊助君） おはようございます。

香西議員の一般質問1項目めの期日前投票の宣誓書についてにお答えをさせていただきます。

この点に関しましては3点ご質問をいただいております。

最初に、1点目のご質問、先進地の調査研究についてどうなったのかについてお答えをさせていただきます。

平成24年第3回市議会定例会におきましてご質問をいただいて以降、本市選挙管理委員会において取り組みました状況についてご説明を申し上げますと、昨年12月16日に衆議院議員総選挙、本年4月14日に市議会議員補欠選挙、また本年7月21日には衆議院議員通常選挙が執行されたところでございます。これらの選挙におきましては、期日前投票事務の体制強化として事務従事者の事前研修を行いました。また、投票所内の混雑の解消として人員の補強などを図りながら、宣誓書の記入方法についても選挙人にわかりやすく、また思いやりと優しさの気持ちを持って丁寧に対応し、特に高齢者の方や障害のある方などに対しましては記入方法の複雑化の解消など、期日前投票に来られた方の負担の軽減を図ってまいりました。こうしたことから、各選挙におきましても投票所の窓口も混雑することなく、また抵抗を感じる方も少なく、スムーズに投票ができたと思われま

なお、本年7月21日に執行されました参議院議員通常選挙の全投票者数に占める期日前投票者数の割合は23.47%であり、前回平成22年7月に執行された参議院議員通常選挙の割合と比較すると、1.96ポイント増加をいたしております。

次に、今回ご質問をいただいております先進地事例などにつきましては、本市選挙管理委員会事務局が昨年9月5日に本県の藍住町、また本年2月19日に香川県の坂出市に視

察を行いました。

最初に、藍住町の事例についてご説明いたしますと、藍住町では投票所入場券の大きさははがき大で、圧着をしているため余白の部分に宣誓書を印刷し、個人ごとに送付している状況でございました。また、坂出市につきましては、投票所入場券の大きさが本市が使用している定形封筒に入る大きさで、裏面に宣誓書を印刷し、一つの封筒に最高8枚の入場券を封入しております。なお、坂出市におきましては、封入封緘作業について業者に委託をして行っているのが状況でございました。

この2つの先進事例のメリット、デメリットを参考にしながら、本市選挙管理委員会におきまして協議検討を重ねてまいりました。委員会におきましては、宣誓書を自宅などであらかじめ記入することにより選挙人の利便性の向上や投票率の向上が期待されるというもの、一番の心配が本人確認の判断精度が低下する懸念が生じるのではないかということでありました。また、プログラムの改修や郵送代などについては現行の費用より約410万円増額になる見込みであり、費用対効果を含めた問題の検討が必要であるとの意見でございました。

以上のことから、引き続き他市の導入状況などを注視しながら財源措置も考慮し、また新庁舎完成後の期日前投票所の実施場所もあわせて協議検討を重ねてまいりたいと考えているところでございます。今後におきましても、選挙人の方に少しでもわかりやすく申請しやすい環境を整え、なお一層の投票率の向上に努めてまいりたいと考えているところで、ご理解をよろしくお願いをいたします。

続きまして、ご質問の2点目、投票率向上の施策についてでございます。

最初に、去る7月21日に執行されました参議院議員通常選挙の投票結果について申し上げますと、徳島県選挙区では県全体の投票率が49.31%、本市は42.34%となりました。これは全国平均の52.61%と比べますと10.27%低い投票率となっております。前回平成22年7月11日執行の参議院議員通常選挙では、市全体の投票率が55.73%であり、今回を13.39%上回っております。

今回の参議院議員通常選挙について分析をしてみますと、阿波市で一番投票率の高かったのは第15投票区で、投票率は50.83%でございました。

次に、年代別に見ますと、20歳から24歳までの投票率が21.50%と一番低く、一番高かったのは65歳から69歳までで69.89%という高い投票率でございました。過去の投票率を見ても徳島県下でも同じような状況でございますが、全国的に20歳

代の投票率は低く、60歳、70歳代での投票率が高い傾向にあります。本市の場合も20歳代の投票率が低いと個人世帯の多い投票区での投票率が低くなっているのが投票率低下の要因と考えております。

次に、本市で取り組んでおります選挙啓発事業について申し上げますと、常時啓発事業として若者や将来の投票率向上に向けた児童・生徒に対する啓発に重きを置いております。新成人に対する選挙啓発冊子等の配布や啓発ポスターの募集、また小学校における模擬投票実施などを行っております。この取り組みの中で、特に啓発ポスターは全小・中学校に応募を依頼し、平成24年度は小学校132名、中学校137名と多くの子どもたちから応募がございました。その結果、阿波市の小・中学校の啓発ポスターの応募率は9.13%となっております、徳島県内各市町村の応募率平均2.34%の3.9倍の応募率となっております。

続きまして、選挙時啓発といたしましては、広報阿波やホームページにおいて1票の大切さを訴え、広報紙、阿波市ケーブルネットワークを活用して音声告知機等におきましても呼びかけを行っております。このように、投票率向上に向けての各種の事業を行っておりますが、投票率の向上につなげていないのが現状でございます。今後とも県選挙管理委員会を初め各関係機関等と連携をいたしながら選挙啓発の情報収集に努め、地域の実情に応じた創意工夫をした効果的、効率的な活動啓発ができますようになお一層努力してまいりたいと考えておりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

次に、ご質問の3点目、国においてマイナンバー制度導入を予定しているが、これに合わせて入場整理券を変更してはどうかというご質問でございます。

マイナンバー制度につきましては、国や県からの情報が少ない状況であり、現時点で把握できている情報で説明を申し上げます。

マイナンバー制度とは、国民一人一人に番号が割り振られ、そのマイナンバーを通じてこれまで国や県、市町村がばらばらに管理してきた情報を関連づけ、相互に利用できるようにする仕組みでございます。制度の利用範囲は年金や福祉、医療、介護などの社会保障分野、税の分野などとされておりまして、導入時期につきましては平成27年10月から国民へ番号割り当てが行われ、平成28年1月から個人番号の利用開始とされております。このことに伴いまして、本市のマイナンバー制度に係る住基関係等のシステム改修は平成27年4月からと考えております。

ご質問のマイナンバー制度導入に合わせて期日前投票の宣誓書を投票所入場券の裏側に

印刷できるよう選挙システムを改正できないかということの趣旨でございますが、選挙関係のシステムにつきましてはマイナンバー制度の利用範囲の対象外となっているのが状況でございます。このため、選挙関連システムの改修は伴わない見込みでございます。マイナンバー制度導入に合わせての入場券の様式変更は、現状では難しいと考えておるところでございますので、ご理解をいただければと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（出口治男君） 香西和好君。

○16番（香西和好君） 再問いたします。

ただいま1点目について部長から答弁いただきました。先進地を視察、研修調査して私の質問に、要望にお応えできないかという質問でございましたけども、なかなか厳しいような答弁でございました。

それでは、次の質問に入るんですが、先ほど前段に言いましたように、この投票用紙の変更は厳しいようなんですが、こういう新聞紙上、一部なんですが、もう月に何回か掲載になっただけです。これは先ほど私がお話ししたように、この宣誓書ですね、これを市のホームページからダウンロードする自治体が現在ふえつつある。これですね。それで、阿波市は現在市のホームページから不在者投票ですね。この投票用紙及び不在者投票用封筒の請求書兼宣誓書はダウンロードできるんですね、これ。なってます。それで、私お願いしたいのは、この宣誓書、不在者投票の請求書の宣誓書をダウンロードできるのであれば、その投票入場券を変更するのが大変厳しい内容のような答弁でございますので、あえてこの宣誓書、期日前投票の宣誓書をダウンロードできないか。その点をもう一遍答弁を願います。

それと、先ほど言いましたように、最近の選挙は非常に投票率が低く、ご承知のとおり、現在国政選挙、先ほども言いましたように、地方選挙を見ても投票率が低い。投票率向上の施策は、現在国においても阿波市においても少子化が進んで有権者の平均年齢が上がり、高齢者の数が現在増大しております。団塊の世代が大人になった1969年、約40年前、20代の有権者は全国で2,000万人、65歳以上の3倍。ちなみに、昨年12月の総選挙では有権者の平均年齢は54.7%、投票率では60歳後半の77.5%に対して、20代前半は35.3%、半分以下でございます。有権者の投票率が低ければ当然高齢者の意見が反映されていきます。高齢者の方の考えも大切だと思いますが、それ以上に10年、20年先を見据えた若者の意見をもっと政治に反映させていくべきと思

ます。現在の若者は、皆さんご承知のように、不平不満は言うが政治に関心を持とうとしない、いつ何の選挙があるのか知らない若者が多いし、最近よく言われている誰が政治をやろうが関係ない、また政治も変わらないという若者も多く見られます。こうしたことから、高齢者の方も若者に対しても少しでも投票率向上と投票所に足を運んでいただくような施策が大事だと思います。その辺についても答弁を願います。

それと、3点目の、今回通告して取り下げようと思うんですが、あえて取り下げなかったんです。というんは、この制度ができれば、また後から紹介するんですが、いろんなコンピューターシステム等を改修というんですかね、変更というんですかね、それをやらないかと私も考えました。そして、この制度が予定されとんで、その制度を導入と合わせて投票用紙の変更ができるものなら一緒にやっていただけないかという思いでこのマイナンバー制度導入を予定してるが、これにあわせて投票入場券をしてはと通告しております。

それで、国においては、先ほど部長も一部お話あったんですが、2014年秋にマイナンバーの交付、2015年1月から利用開始を予定しております。赤ちゃんから大人までの一人一人が自分だけの番号、これマイナンバーです、を持つこととなります。マイナンバーは年金、医療、福祉、介護、労働保険の社会保障分野と国や地方の税務の分野のほか、災害時など幅広い利用が考えられます。この制度が実施になれば、先ほど言いましたように、市においてコンピューターシステム等を変更しなければなりません。こうしたことから、マイナンバー制度導入と合わせて投票入場券、整理券ですね、変更してはと質問通告いたしました。このことに関しては、私が再三要望しておりますとおり、期日前投票で、先ほど言いました投票所受付窓口で提出する宣誓書を記入を自宅で、自宅でですよ、窓口でなしに、自宅でできるように現在の投票入場券の様式を変更し、入場券の裏に宣誓書を、文言ですね、掲載して、一枚に統一してはと要望を前回もいたしました。このことに対して、実施していただけるのであれば阿波市において、何度もくどいようですが、コンピューターシステム等の変更があると考え、マイナンバー制度施行と合わせて入場券、整理券の変更をしてはと要望いたしました。そういうことでございます。その点について、先ほど言いましたこの期日前投票の宣誓書のダウンロードについての答弁をいただきたいと思っております。

○議長（出口治男君） 理事者答弁は簡潔明瞭にお願いをいたします。

井内総務部長。

○総務部長（井内俊助君） 香西議員の再問にお答えをさせていただきます。

ご質問の内容につきましては、1点目として、期日前投票の宣誓書についてホームページからダウンロードできないかと。また、2点目として、若者や高齢者の投票率向上の施策について何か施策がないかということでございます。

それで、1点目の期日前投票の宣誓書についてのホームページからのダウンロードができないかということでございます。

徳島県内における期日前投票の宣誓書のホームページでの取り扱いにつきましては、昨年調査をいたしております。それによりますと、徳島市や美馬市、石井町の2市1町が取り組んでおりまして、本市においては取り組んでいないのが現状でございます。これにつきましては、先ほどもお答えをいたしました。期日前投票所において直接ご本人に宣誓書に記入をしていただくことで、同時に本人の確認と署名の可否による代理投票の必要性の判断などを行っているのが現状でございます。ご指摘のように、選挙人の利便性を高めるといった観点もございしますが、この件に関しましても今後他市町村の導入動向などを見守りながら検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただけたらと思います。

次に、若者や高齢者の投票率向上の施策ということでございます。

先ほどもお答えをさせていただきましたが、20代、30代、若者の投票率が低いというのは現実でございます。それに向けてできるだけ投票率を上げるような施策を何かないかということで全国的にも施策についての検討をしているところでございますが、なかなか妙案というのがないのが現状でもございます。

本市におきましては、先ほども申し上げましたが、行事啓発としてさまざまなことも行っておりますし、また選挙時におきましてはケーブルテレビや告知放送において啓発も行っているのが現状でございます。今後若者や高齢者の方の投票率向上、また投票所において投票がしやすい環境づくりにつきまして、さらに研究をしてまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。よろしく願いをいたします。

○議長（出口治男君） 香西和好君。

○16番（香西和好君） 1点目の期日前投票の宣誓書については、先ほど言いましたように、投票率向上と有権者、選挙人の負担軽減のためにも今後さらに研修、視察をしていただいて、できれば将来の近いうちに導入するような方向で取り組んでいただきたいことをお願いしておきます。

それでは、2点目の阿波市市民憲章について質問をいたします。

この阿波市市民憲章の質問は、平成17年4月、旧4町、阿波町、市場町、土成町、吉野町が合併になった平成17年12月定例議会において質問をしております。市民意識と連帯意識を高めることが住民自治の原点につながるの考えから、この際よりよい阿波市づくりのために市民の心のよりどころとなる行動規範で、市民の総意のもとに阿波市市民憲章をしてはと要望いたしました。当時の理事者の答弁は、4月に合併して阿波市が誕生しております、この憲章については阿波市の心の支えとなり続ける半永久的な理想を示すものとして承知をしておりますと大変心強い答弁をいただきました。また、市民の心を述べる意味での市民憲章は、合併後の市の方針を示す上でも大切なものと考えております。今後市民の皆さんの声を聞きながら、制定に向け前向きに検討していきたいとの答弁をいただきました。答弁をいただいた後に、阿波市民の選定委員会において審議をいたしまして、平成19年9月1日に制定になりました。

内容については十分皆さんご承知のとおり、市民憲章の序文に、私たちは阿波山麓と吉野川に囲まれた豊かな自然、輝かしい歴史や伝統に培われたこのまちに生きる喜びと誇りを持ち、「あすに向かって人の花咲くやすらぎ空間・阿波市」の創造を目指してこの憲章を定めますと5項目から成っております。1つには、気持ちのよい挨拶をし、笑顔いっぱいのもちをつくります。2つ目に、自然や公共物を大切にし、清潔で美しいまちをつくります。3点目に、誰にも親切にし、優しさあふれるまちをつくります。4つ目に、元気いっぱい仕事に励み、人が輝くまちをつくります。5つ目に、趣味や特技を磨き、教養を深め、心豊かな文化のまちをつくります。以上のような立派な阿波市のまちづくりの指針となる阿波市市民憲章が制定になっております。

ここで、質問いたしますが、現在の阿波市の市民憲章の設置状況について。2つ目に、現在設置になっている市民憲章、設置の場所は適切か。これ通告してないんですがね。それともう一点は、現在設置になっている公共施設、建物等、スペースと大きさ違うんですが、この市民憲章の大きさ、サイズは適切か。この点をお尋ねをいたします。

それと、市民憲章の2点目でございますが、新庁舎建設地内に阿波市市民憲章を憲章碑として建立、建設してはと要望しているが、この点につきまして。

この点につきましても平成17年12月定例議会において質問をしております。市民憲章は市の行政施策と市民の豊かなゆとりある日常生活の指針となる、それに向かって行政と市民が力を合わせ阿波市発展と市民の向上を図る大事な目標になります。旧4町、阿波町、市場町、土成町、吉野町が合併になって新庁舎建設の計画がなされておるが、そこで

新庁舎建設になった庁舎の玄関、もしくは市民の一番目につきやすいところに市民憲章碑として建立してはと前回は答弁しております。今回も同じような質問をしておりますので、この点について答弁を求めます。

1つには、場所の敷地の面積、憲章碑の。それと、どのような材質で憲章碑を作成するのか。私は常々石碑とか銅版でやってほしいなどお願いしております。というのは、5年や10年で憲章が変わるものでもないし、また移動するようなこともないし、永久に保存というんですかね、もち続けられないものでもあるとの思いで、できるならば予算もかかりますけれどもこの際思い切って石碑とか銅版でやっていただけないかということ再三お願いしてまいりました。この点についてと予算を、どのぐらい予算を計上してこの建設を予定しとんか。その点を答弁願います。

○議長（出口治男君） 井内総務部長。

○総務部長（井内俊助君） 香西議員のご質問2項目め、阿波市市民憲章についての1点目、現在の市民憲章の設置状況についてということにお答えをさせていただきます。また、設置場所とサイズは適切かということのご質問もいただいております。

市民憲章の掲示につきましては、平成21年11月にパネル型A1サイズを30枚、市役所、図書館、各センター、公民館など30の市内主要施設に設置をしております。その後、大きさとしてA3サイズのラミネートタイプを用意いたしまして、随時施設管理部署との連携をとりながら公共施設への掲示を進めてまいりました。平成21年度におきましては、各学校施設、温泉施設、公会堂などの41施設に追加をいたしました。平成22年度には地域コミュニティーセンター、スポーツ公園、教育集会所などの22施設に追加、平成23年度は保育所、子育て支援関連施設などの12施設に掲示をいたしております。その後は改修された市場錦鯉流通センターなどの施設や市役所の各会議室、事務所への追加を行うなど、平成25年8月現在までに市内107カ所の施設に150枚を超える市民憲章を掲示するに至っております。

設置場所が適切かということですが、これらの施設で今後とも各施設管理部との連携を図りながら、さらに掲示する場所があるのであれば随時適切な掲示を推進してまいりたいと考えているところでございます。また、サイズにつきましては、現在のA3サイズのラミネートタイプということで推進をしていきたいと考えているところでございます。

施設への設置以外の推進といたしましては、ご承知のように、ACN自主放送のエンデ

ィング文字スーパーのほか、本年の広報阿波8月号より表紙にて市民憲章の一文を紹介しております。また、これは職員提案に基づくものでございますが、市役所職員が使用する名刺のデザインとして表面に市の花、木、鳥を、また裏面に市民憲章本文を印刷したタイプの名刺をつくりまして、市民憲章の推進周知を図っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（出口治男君） 出口庁舎建設局長。

○庁舎建設局長（出口芳博君） 香西議員からの阿波市民憲章につきましての2点目のご質問であります新庁舎建設地内に阿波市民憲章碑建立を要望しているというご質問についてご答弁をさせていただきます。

阿波市民憲章は、市民と行政が一体となって新生阿波市の将来像の実現を目指して最善の努力をしていくための道しるべとして、平成19年9月1日に制定されました。市としましては、この市民憲章が末永く親しまれ、市民の日々の暮らしの中で実践されていくよう、その普及啓発に積極的に取り組んでいかなければならないと考えております。

このようなことから、このたび新しくでき上がる庁舎敷地内におきましては、市民憲章の掲示板を設置し、広く普及啓発に努めていく計画といたしております。現在計画しております設置場所といたしましては、新庁舎玄関口のすぐ東側にあります市民広場の中に設置したいというふうに考えております。この広場は市民の憩いの場、また各種行事の開催の場として広く利用する場所であるとともに、来庁者用駐車場に隣接しているため、市民の方がここを歩いて庁舎建物内へと入っていく動線上にあることから、多くの市民の皆様目に触れやすい場所であるというふうに考えております。

また、計画しております市民憲章掲示板の形状及びデザインといたしましては、幅が1メートル85センチ、地上高、高さでございますが、それが1メートル90センチ、そして厚みが20センチ程度の大きさのものを考えております。そして、その外観といたしましては、外枠全体をほかの表示板とのバランスを考えてスチールというふうにしております。しかしながら、市民憲章を掲げる部分につきましては、青石積みで背景を施しまして、表面は強化ガラスで仕上げるデザイン計画といたしておりますので、よろしく願いいたします。

そしてまた、その設置費用を幾らぐらい考えているかということにつきましては、現在計画しております形状での設置費用といたしましては、基礎工事等を含めまして100万円程度になるのかなと見込んでおりますので、よろしく願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（出口治男君） 香西和好君。

○16番（香西和好君） 再問いたします。

総務部長に、今回の答弁、理事者の答弁の中で、昨日ですかね、支所機能を吉野保健センターと土成のコミュニティーセンターですか、それと阿波の農村改善センターを今後使うという、そういう計画をされとんですが、その点についてもその前に、支所の前に先ほど言ったようなところへ建設のお考えがあるかないか。

それと、庁舎の局長ですね、今回市民憲章について局長に答弁いただいとんですが、防災交流センターと給食センターですかね、これも建設なるわけね。そこら辺はどう考えとんですか。その点だけお答えください。

○議長（出口治男君） 出口庁舎建設局長。

○庁舎建設局長（出口芳博君） 香西議員再問でございまして、今度新支所として考えておる施設、あるいは交流防災拠点施設につきましても外側に掲示をするのかどうかというご質問にお答えしたいと思います。

今現在のところ、新支所及び交流防災拠点施設につきましてもの外側への掲示というのは考えておりません。しかしながら、内側といいますか、建物内部におきましてはそういった掲示も必要かというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（出口治男君） 香西和好君。

○16番（香西和好君） 最後に、要望だけしときます。

先ほどもお話ししたんですが、阿波市の貴重な総合計画ですね、この中にも阿波市の未来を決定づける数多くの計画を立てております。その一つ一つの実現のために、市民と行政との新たな関係を構築し、知恵と力を合わせて阿波市をつくるため、市民憲章のもとに全てですよ、全ての分野において市民と行政が手助けという行動を起こし、まちづくりが活発に進められるよう、市民感覚と協働に関する指針と強調されております。過去の質問で、先ほども紹介しましたように、市民憲章は阿波市が続く限りの半永久的なものでなろうかと思っております。また、これまで何度か理事者に答弁いただきましたが、時の担当者は非常に今後のまちづくりの指針になるという答弁がただありました。また、当時の副市長、今は市長ですが、力強い答弁がありまして、市民憲章はまちづくりの基本理念、物事に対して根本的な考えであります。広く心にとめて、我々市の職員が一丸となって市民と

一体となって行政が推進するように、肝に銘じて市民憲章の周知に徹底して努めてまいりますと非常に心強い答弁をいただきました。先ほども紹介しましたように、市民憲章は5項目から成っており、私は5項目のうちの3番目が私自身これからのまちづくりに大変重要だと考えております。その文言に、誰にも親切にし、相手の身になって尽くし、優しさ、親切で情が深い、人を思いやる心、真心にあふれるまちをつくりますと、こういう意味なんですわ。前回も市長が答弁の中で、これからの時代は心の時代であるということを知ったことあります。また、同僚議員の中にもそういう言葉を聞いたことあります。これからの時代は心の時代でございます。そういうようなまちづくりの大きな指針ともなる、また心の時代につながる貴重な市民憲章でございます。そういう意味で、先ほども言いましたように、思い切った予算を組んでいただいて、後も先もございません、苦勞して庁舎建設まで至った新庁舎建設と同時に立派な市民憲章を掲示になれば、阿波市の歴史にも残りますんで、こういうような点を踏まえてこれからの計画に取り組んでいただくことを強く要望して、この点の質問は終わります。

それでは、3点目の国の天然記念物に指定されている阿波の土柱保全について。

阿波の土柱は、江戸時代後期から明治時代初期に何らかの要因で斜面が崩壊し、その後風雪による侵食を受けできた世界に数ない自然遺産、波濤ヶ嶽、不老嶽、筵嶽、橘嶽、燈籠嶽の5嶽があり、最大規模の波濤ヶ嶽は1934年昭和9年5月に阿波の土柱として国の天然記念物に指定されており、阿波市を代表する観光名所でもあり、阿波市の大きな財産、宝でもございます。国の天然記念物指定から約78年の侵食、植生により、その姿は現在大きく変わっております。ご承知のように、平成16年の台風による柱の一部が崩壊する被害が発生等、景観悪化が指摘され、国の天然記念物阿波の土柱の保全対策実施と調査を文化庁から求められ、2011年から2年間計画で阿波の土柱緊急調査委員会を設置し、保存管理計画を策定されているが、調査結果と現在の保全に対する進捗状況についてお尋ねをいたします。

それと、2点目の土柱周辺の整備について答弁を求めます。

○議長（出口治男君） 新居教育次長。

○教育次長（新居正和君） 香西議員の阿波の土柱の保全管理計画の現在の進捗状況について答弁させていただきます。

阿波の土柱の保存計画につきましては、文化庁及び県教育委員会、土柱緊急調査指導委員会のご指導、ご協力のもと、土柱の自然な侵食を見守りながらその価値を保全すること

を目的とした計画となっております。策定いたしました保存管理計画は、調査結果とともに24年度末に刊行しております国指定天然記念物阿波の土柱緊急調査報告書に収録し、県内の図書館など関係機関に配布いたしております。

保存管理の基本方針でございますが、地形や地質、地下水、植生、遊歩道、建築物と工作物、景観の土柱を構成する6つの要素と地形の侵食過程に応じた管理を行い、景観とのバランスを維持しながら保護保全を目指す計画となっております。構成要素の中でも特に樹木などの植物は、根が土柱に侵入することによりひび割れが拡張して崩落させる危険性があるなど、土柱の自然侵食に大きな影響を及ぼしております。また、植物が覆い隠すことにより土柱が持つ自然の壮大さが失われてしまうなど、植物を管理する植生管理が最も重要な管理項目であると考えております。

保存管理の進捗状況についてでございますが、25年度では雑草やつたなど除去することに加えて、土柱のひだの上に根をおろしてひだの倒壊を招く危険性の高い樹木などを伐採いたします。また、波濤ヶ嶽の左右両側の山林にある樹木は土柱の保存に影響を及ぼすだけでなく、土柱特有の地形を視界から遮っています。これらの樹木につきましては、26年度予算の承認をいただいた後に波濤ヶ嶽の左右両側の山林部分をそれぞれ5メートル幅で伐採することを考えております。今後は保存管理計画に基づいて市民の皆様や関係機関との連携を図りながら適切な保存を図っていくことが大切であると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（出口治男君） 天満産業経済部長。

○産業経済部長（天満 仁君） 香西議員の一般質問にお答えをいたします。

国の土柱の周辺整備についてという項目につきまして、産業経済部よりご答弁申し上げます。

天下の奇勝阿波の土柱は、数万年前の扇状地が隆起し、長い年月をかけて風雨による侵食を受けてできた世界3大奇勝と言われる断崖でございます。先ほど議員のご質問の中でも申された5カ所のうち、一番認知度の高い波濤ヶ嶽、この展望台入り口にあります文化碑によりますと、平安時代の阿波守文章博士菅原清公朝臣がこの地を訪れ、波濤ヶ嶽の風光をめでられたとございます。800年以上も前に既にこの景観を楽しむ場所となっていたことをうかがい知ることができるわけでございます。

旧阿波町におきましては、ここをまちの観光拠点と位置づけ、周辺整備を図ってきております。合併後の阿波市におきましても、引き続き阿波市の重要な観光地と位置づけまし

て、遊歩道、展望台や木柵、駐車場の整備などさまざまな周辺整備を図っているところ  
でございます。最近では老朽化した施設もございますことから、毎年点検により修繕等を行  
い、整備に努めているところでございます。

この周辺で本年度に実施予定、また実施中のものを紹介させていただきますと、1つに  
はかねてより地元等から要望のございましたトイレの設置に向けて取り組んでおります。  
設置の予定場所につきましては、波濤ヶ嶽正面の展望台への登り口でございます身体障害  
者用の駐車場、この奥の通路沿いでございます。工事は設置場所の造成工事がこの10日  
に既に完了いたしましたので、年度内には全ての工事が完了するというふうな予定となっ  
ております。トイレは周辺の景観にも配慮した木造とさせていただきます、障害者の方  
の利用にも配慮いたしましてバリアフリー対応の施設と考えております。

また、土柱の遊歩道内に設置してございます木製の階段が老朽化し、腐食が進んでお  
るころでございますので、本年11月ごろからこの取りかえ工事にも取りかかりたいと考  
えておるところでございます。

周辺の環境整備といたしましては、毎年除草、ごみの収集、トイレの清掃作業など行っ  
ておりました、ほかにも遊歩道の木柵の修繕等も行っております。また、周辺の景観を損  
ねるような樹木等につきましても、必要に応じて伐採したり、わかりやすい案内板の設置  
にも努めておるところでございます。

今後も土柱周辺の整備につきましては、議員からもお話をいただきました内容、またそ  
よ風広場等の整備も含めまして、市内外から来られた方にまた来たいと思っただけ  
よう、地元や観光客の方々のお声もお聞かせいただきながら周辺整備を図っていき  
たいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（出口治男君） 香西和好君。

○16番（香西和好君） 土柱保全対策について再問をいたします。

先ほど教育次長から答弁いただきました。この計画については2011年平成23年度  
から2年計画で、緊急調査委員会を設置し、保存に関する調査、2012年平成24年後  
半に保存管理計画を策定計画し、平成24年3月時点では土柱の関連区域の調査、委託し  
た現地の調査を終了し、今回天然記念物阿波の土柱の緊急調査報告書がこれできており  
ます。この内容を見てますと、132ページから成っとなんですが、あらゆるページに土柱の  
クラック、いわゆるひび割れ、その大半が土柱の先端部に集中している、その原因は樹木

の根の侵入、いわゆる木の根が原因であるということがあらゆるところに出ております、原因が、崩壊の原因。そして、波濤ヶ嶽内の樹木は、低い木から高い木までさまざまな樹木が生殖しております。この中で、低い木は土柱のくぼみに張りついたように生育しており、風雪により倒れる可能性が大変低い。しかし、高い木は土柱の頂上や側面に生育しているため、風などの影響を直接受けることにより、クラック、ひび割れの拡大や倒木の際に土柱の崩落を引き起こすと。植物が土柱の自然侵食に大きな影響を及ぼすと。植物は成長時に根が土柱に侵入し、内部からクラック、ひび割れを拡張させ、雨水、雨ですね、の浸透を助長し、土柱を崩壊させる。また、土柱を覆い、土柱自体が持つ自然の状態、壮大きさを軽減していると。このようなことから、一日でも早く取り組むべきでもあり、この緊急を要するという事で文化庁から早急に対策を講じるべきとの通告が、通達が来るとるわけなんです。既にこれ調査委員会を設けて調査する期間が2年かかっただけです。それはもう3月に終わってます、24のね。そして、今回この緊急調査報告書が出ております。委員のメンバーも載っております。そして、私ここでお尋ねしたいんですが、もう既に一日も早く取り組んでいただきたい要望なんですが、このいろんな結果に対してこれから事業をやるとしとんでしょ、事業をですね。この事業をやるとしてこの私が感じたことは、整備活用基本方針の中にまたこれから期間を設けて、結果が出た問題とか等々の物事に対して事業を起こすには有識者、関係行政機関、阿波市観光協会、阿波市商工会など、仮称ですね、整備活用委員会を設置し、整備活用基本計画を作成した上で整備活用事業をやると、これうたわれとるんですが、この点について、また調査出たものに対して対策を講じるためにまたこういう委員会を設置して、また計画してこれ対策に講じるんですか、この点。であるならば、何ととっても緊急を要する。屋内にあるものでございませぬ、これ。屋外であるんで、風雪とか雨とか台風で自然侵食で、樹木も大きくなるし。その点だけお聞き願います。

○議長（出口治男君） 新居教育次長。

○教育次長（新居正和君） 香西議員の再問にお答えいたします。

緊急につきましては、先ほども答弁いたしました、今年に土柱のひだの上に根をおろしてひだの倒壊を招く危険性の高い木などは今年切ります。

それで、先ほどのもう一つの体制ですが、今計画中でございまして、防災対策課、企画課、環境課、農地整備課、商工観光課、建設課等で、全体の管理するには教育委員会だけではできませんので、総合的な横のつながりといいますか、それを持ちまして教育委員会

はこういうことをする、観光課はこういうことをするというようなことを振り分けていきたいと考えております。今それをこの一番最後のここの部分を計画中でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（出口治男君） 香西和好君。

○16番（香西和好君） 再問いたします。

次長ね、先ほど言った今までの委員会とかそんなもう済んで、これから事業をやるのに、今言ったように、この報告書の中に掲載している、またいろんな今言った各種委員会のメンバーを設置して、また事業の計画を立ててやるんかって私お尋ねしとんです。これやるんか。もう各種そういう計画って、この委員会とか、設置せんでも私ええんでないかと思うんですよ。これ立派なもうプロの大学の教授5人が、前も言ったように、阿波の学会という方が一遍調査したメンバーの中の石田さんが調査した結果が出て、また今回阿波市が新たな計画というんで緊急調査委員会設けた、2回このメンバー入っとんですわね、これで言うたら。メンバー2回、石田さん2回入っとんですよ。ほんだけん、私が再三言うように、もう結果が出た分については検討の余地せんでも、もう県でも国でも順次はからってこれできると思うんですよ、緊急を要しとんですから。もう何でも時間これ延びますよ。それはぜひやっていただきたいと思うんですわ。先ほど言った、いつまで期間かかるもんやらね、まだ予算どのぐらいか、今樹木が大体本数とかそんなも出ております、何本が一番今崩壊の原因になつとるか。そんなも早急に伐採するなり、もう県に足を運んだり国に運んだり、それはもう早急に検討しなくても私はええと思いますわ。結果が出とんですから、これ立派な人が。これ以上の結果ないと思います。それだけお願いしときます。

それと、周辺整備については、私はこの間9月4日ですかね、これ大雨の中でした。傘差して一遍現場見ようと思って約1時間半ぐらい、1時間かかりました。いろいろ感じたんですが、もう細かいこと言いません、特に展望台にある、いつも常々照明灯ですね、あれが樹木で覆ってもう全然見えないような状態になってます、樹木がですね。それと、遊歩道あるんですが、遊歩道の中央部を、雨降りだからそれはもう当然と思うんですが、水が流れてくるんです。だから、そういう排水も考えたらええんでないかと思います。

それと、一番危険を感じたんは、西から上がって頂上から下へ下ったら遊歩道の最終からそこに一般道にまたぐちゅうんですかね、つながるところに25センチ角、幅25センチ、高さ25センチの水路があるんです。そこへふたをするなり、それは早急にしてあ

げたほうがええと思うんですわ。危ないですわ、あれ。若い者でもお年寄りも。またぐときにね。遊歩道の最終から一般道のところ。大現場見てもろうたらわかります。

それともう一点だけ、第1展望台と第2展望台があるんですね。その間、第1展望台から第2展望台に、昔って以前に老朽化した木製の階段があって、私もやり直してくださいって、危険でね、腐ってしまったから。一時やり直してくれたんですが、現在通行止めになっとなです、ご承知のように。下から上へは行けません、工事とかいろんな関係で。ほんで、あれがないと第1展望台へ行って、また西へ何百メートルバックしてこなんだら上へ、頂上ですわ、第2展望台もしくは頂上行けんですわ。ほんだけん、あれをできたら早くしていただいたらなあと思います。

それに、さっきトイレの問題も出たんですが、非常に前向きに行政の方が取り組んでいただいて、今工事ができております。できるもんなら一日も早く完成をしていただいたらという思いであります。

いずれにいたしましても、この土柱の保全対策は、くどいようですが、文化庁から緊急を要するということである委員会とか計画書とかを持って対応すべきということがございますので、時間の余裕がございますので、十分検討して取り組んでいただいたらと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（出口治男君） これで16番香西和好君の一般質問は終わりました。

暫時休憩いたします。

午前11時03分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（出口治男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

3番藤川豊治君の一般質問を許可いたします。

3番藤川豊治君。

○3番（藤川豊治君） ただいま議長の許可をいただきましたので、一般質問をいたします。

3つの項目について質問をいたします。1番目としては、阿波市新庁舎及び交流防災施設建設について。2番目として、阿波市内で現在新庁舎建設工事、小・中学校の耐震工事を初め、幼保連携施設工事など多くの土木建築工事が行われていますが、この工事のラン

ク分けについて。3番目としては、阿波市ポイ捨て等及び犬のふん害防止に関する条例について。以上3項目について質問を行います。

初めに、1番目、阿波市新庁舎及び交流防災施設建設について。

1、市内業者に対する下請負等に関する提案について。新庁舎建設起工式が去る3月27日、7月31日には阿波市給食センター起工式が行われました。この2つの工事とも奥村組が入札落札をいたしました。入札価格、新庁舎及び交流防災施設41億8,800万円、給食センター12億4,800万円、計54億3,600万円です。この工事は阿波市始まって以来の最大で最後の大工事とされています。

この入札した奥村組について少し調べてみました。本社は大阪市阿倍野区に置き、資本金198億3,891万3,000円、準大手ゼネコンで道路や鉄道などのトンネル関係に強い、技術では地震による構造物への被害を減少させる建設技術の免震工法、日本初の六角形型のセグメント、同社独自の新技术開発、高度な技術力を持つゼネコンとして評価が高いということです。奥村組は幾度かNHKのドキュメンタリー番組「プロジェクトX」で、歌手中島みゆき「地上の星」、風の中のすばる、砂の中の銀河、みんなどこへ行ったで始まるプロジェクトXに何回も取り上げられました。私は大変好きでこの番組よく見ました。大阪のシンボル通天閣は火災をきっかけに戦時中の金属献納運動のため1943年2月に解体され、1956年昭和31年10月、高さ103メートルの通天閣が完成しました。このプロジェクトXに、通天閣熱き7人として奥村組が紹介され、「まだ鉄道分断、突貫、作戦、奇跡の74日間、阪神・淡路大震災10年の追悼特集、JR神戸線六甲駅、同駅復旧、奥村組」、1月11日放送。1995年1月17日に発生した阪神・淡路大震災でJR神戸線六甲駅一帯が崩落し、復旧までに最低でも2年はかかると言われていました。ところが、奥村組はわずか2カ月で復旧させ、もとの姿に戻しました。インフラの復旧は、被災地、被災者にとって最も重要なものの一つで、不眠不休での復旧作業は地元民から高い評価を受けたとされています。この高い技術力と情熱ですばらしい阿波市の新庁舎が完成できるものと確信しております。

ご紹介しました奥村組から、去る3月7日開かれた阿波市総務委員会で庁舎担当建設課は、市内業者に対する下請負等に関する提案として、提案条件1、建設業法に基づく下請負及び材料の調達に関する提案のみを記載すること。2、本提案における下請負の範囲は2次下請負までとする。なお、下請負のうち重層関係にあるものは上位層の発注額を計上数値とし、下位層の発注金額を二重計上しないこと。3、実施目標については1,000

万円未満を切り捨てた金額を表示するとする。4番目、実施方法について金額の内訳、率等の数値を用い、明確にすることで、提案項目で4番目で、実施目標31億8,000万円、実施方法、電気機械設備工事80%を市内業者を採用します。その他各種工事100%市内業者を採用します。検証方法として、施行台帳の注文請書または請求書で確認します。提案後、市内業者の活用に関する提案、提案条件1、市内業者の活用は建設業法に基づく下請負及び材料の調達以外で本工事により市内経済への波及効果が実現できる全てのものを対象とする、率表示とすること。提案内容、飲食、宿泊に関することは実施目標100%。備品、事務用品、日用品に関すること、100%となっています。そして、6月の第2回定例議会で庁舎担当局長は、6カ月ごとに報告していただき、違反すれば違約金を取りますと述べています。現在、9月に入っております。この提案どおり阿波市内業者への下請負はどのように現在なっているのかお尋ねしたい。

次に、この提案が一体守られるかどうか。素晴らしい下請業者、電気機械は80%、その他は100%で、阿波市内の波及効果、お金が落ち、経済によい結果になると期待して、素晴らしい契約ですけど、一体これが守られるのかどうか、非常に注目してるわけで、現在の6カ月ごとの報告しておられる、現在どうなっているかお聞きしたいと思えます。

○議長（出口治男君） 出口庁舎建設局長。

○庁舎建設局長（出口芳博君） 藤川議員からは、阿波市新庁舎及び交流防災拠点施設建設についてということで、まず1点目、市内業者の下請等に関する提案内容の履行状況につきましてご質問をいただいております。

入札時に提案いただいた内容を実現するため、発注者であります本市と請負者であります奥村組との間において、負うべき責務及びとるべき諸手続について定めた阿波市新庁舎及び交流防災拠点施設建設工事協定書を工事請負契約時に締結をしております。この協定書におきまして、提案内容の履行状況を報告する期日といたしまして、第1回中間報告を平成25年9月30日、第2回中間報告といたしまして平成26年3月31日、第3回中間報告が平成26年9月30日、そして最終報告といたしまして本工事請負契約履行期限の10日前と定めまして、定期的に計4回の報告を義務づけております。第1回目の中間報告日が本年9月30日と定めておりますので、現在のところまだ正式な報告は受けておりませんが、7月末現在の速報数値ということでご報告をさせていただきたいと思えます。

7月末までの奥村組からの下請業者への下請額並びに材料調達額につきましては、総額で約8億500万円となっております。このうち市内業者への発注額として約6億1,100万円となっております、率にいたしまして約75%でございます。実施目標額が31億8,000万円となっておりますので、それに対しましては約19%の履行状況というふうになっております。入札時の市内業者に対する下請負等に関する実施目標額は請負額の約76%でございましたので、現時点におきましては誠実に実施いただいているというふうに判断しております。今後もその履行状況を正確に把握していくとともに、順次ご報告をさせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、2点目の提案は守れるのか、また守れなかった場合どのように対応するのかというふうなご質問にお答えいたします。

本工事の入札時には、市内業者に対する下請負等に関する提案を含め、全部で7項目につきましてご提案をいただいております。その提案内容の実現を担保するとともに、提案内容の全部または一部が履行できなかった場合の違約金の支払いに関する事項につきまして、さきの質問の中でお答えいたしました阿波市新庁舎及び交流防災拠点施設建設工事協定書におきまして定めております。この中で、本工事の入札は入札金額と提案内容をそれぞれ評価いたしまして落札者を決定するという総合評価方式によりまして実施しておりますので、提案内容が実現できない場合、最終報告となります工事履行期限10日前までに提出された履行状況により評価点の再算定を行いまして、協定書で定めた違約金算出式に基づき算出された額を市に支払わなければならないというふうにしております。しかしながら、これらの提案内容につきましては、入札時に奥村組から提案を受ける形での提示でありますので、当然のことながら奥村組には提案内容を実現する責任があります。市といたしましても、その履行状況を把握してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（出口治男君） 藤川豊治君。

○3番（藤川豊治君） 今質問いたしまして答弁いただきましたが、市内業者の現在の下請状況ということかというのと、7月末現在で市内業者の発注として6億1,100万円、全体目標額の19%が履行できるとという報告ですが、具体的に阿波市内の土木建築業者の数を明らかにしてなかった。数値だけではわからんのですけどね。何社とかでない

とわかりません。私とこへ入つとる情報では、ほとんど数社、二、三社しか仕事がいわれとると。あとはほとんどいわれてない、仕事が。我々の技術水準はできません、来ても単価が安くて、赤字になってはできないという人の声がほとんどです。電気機械80%、その他が100%という点は大変すばらしい、阿波市内の景気浮揚につながるものですが、これほとんどできのうて、ある市というか、聞くと名前だけ買って阿波市外になるんじゃないかという声も聞かれますけど、市内業者で特Aランクは1社しかない、1億円以上できるのは。再度この数値を明らかにして、数値というか、ただ19%だけではわからない。何社現在来とるか。まだ7月末ですけど、これを明らかにしていただきたいと思えます。

○議長（出口治男君） 出口庁舎建設局長。

○庁舎建設局長（出口芳博君） 藤川議員の再問にお答えしたいと思います。

もう少し細かい内容がわからないかというご質問であろうかと思いますが、先ほどご報告いたしましたように、現在第1回目の正式な報告日は9月30日というふうに定めております。そして、先ほど申しました中間報告といいますか、速報数値ということで現在の実施額を説明させていただきました。ですから、今後正式に報告書が9月末に出てきますので、そのときにそれまでの内容につきまして順次ご報告ができるかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上、答弁。

○議長（出口治男君） 藤川豊治君。

○3番（藤川豊治君） 9月末まで待つてほしいと。何社か明らかに現段階でできないということです。非常に阿波市で最初で最大の工事で最後になると思いますね、この56億円というのは。やっぱり市内の業者、中には仕事が欲しいという方がかなりおるんですけど、仕事が言われてないというのがほとんどで、ぜひとも阿波市内には優秀な、職種によるけど、業者、全国的に飛び回って仕事を全国の日本中の仕事をする業者もおるし、やっぱりすばらしい庁舎を建設する意味からもぜひとも建設担当課から市内業者の優秀、公平にやらないかんですけれど、ぜひとも市内業者をこの契約にうたつとる機械電気80%、その他は100%、それからその他備品、それから全部、ほか宿泊もありますけど、本格的にこれから始まるので、非常に皆さん金が落ちるということを期待してるので、ぜひとも積極的に提案、市のほうからやって、少しでも景気よくなるように、すばらしい庁舎なることを期待して、この項目の質問は終わります。

次に、2番目、阿波市工事について。

先ほどの工事と関連はあるんですけど、現在阿波市内では合併特例債を使って多くの公共事業が行われています。小学校の耐震工事、幼保連携保育所の工事を初め、56億円余りの新庁舎及び交流防災建設工事、給食センター工事が行われ、その入札工事として工事の内容によって業者をランク分けしています。現在阿波市内の土木業者は特Aが1社、Aランクは7社、Bランクは21社、Cランクは34社、Dランクは9社となっていますが、このランク分けはどのような基準に基づいて行われているのかお尋ねしたい。

このようなランク分けの中、昨日森本議員が質問の中で、建設業者は疲弊していて、不景気で衰退していると指摘しました。今回行われている新庁舎及び給食センター工事は最初で最後の最大の工事です。阿波市内の、先ほど言いましたけど、経済の波及効果は大きくはかり知れないというのを期待されています。阿波市内にお金が落ちます。そのような中で、仕事をもっと欲しいという業者から、少しでも仕事を欲しいので多くの方からCランクもBランクも一緒にAランクに入れてほしい、県並みに現在A、B、Cランクを一緒にできないかという声があるんですけど、その点についてもお伺いしたい。答弁をお願いします。

○議長（出口治男君） 井内総務部長。

○総務部長（井内俊助君） 藤川議員のご質問2項目め、阿波市工事についてにお答えをさせていただきます。

この件に関しましては、1点目として建設工事の種類と級についてどのような基準によりランクづけをしているのかという点と、2点目として県並みにA、B、Cランクを一緒にできないかとの内容でございますが、あわせて答弁をさせていただきたいと思っております。

建設業法におきましては、建設業の許可の種類として、土木一式工事、建築一式工事、舗装工事など28業種に分類をされております。建設工事を請け負う者はそれぞれの建設業の種類ごとに国土交通大臣または都道府県知事の建設業許可を受けなければなりません。ただし、建築一式工事以外の建設工事につきましては、1件の請負代金が500万円未満の工事は対象外となっており、建築一式工事については1,500万円未満が対象外となっております。また、公共工事を発注者から直接請け負う場合には、建設業法第27条の23により、経営事項審査を受けなければなりません。これは各建設工事の発注者はその建設工事の規模、それが要求する技術的水準等を考慮いたしまして、建設業者を選定する必要があるため、公共工事の入札に参加を希望する建設業者の資格審査の際に客観的

事項として活用するように設けられているものでございます。この経営事項審査では、工事種別年間平均完成工事高、また経営状況分析結果、技術力、その他の客観的事項について数値による評価をしております。各自治体ではこの経営事項審査による総合評定値に、別に定める主観的審査事項を補正して格付点数をつけております。徳島県が実施している主観的審査事項は、工事成績、厚生年金基金加入状況、技術者の職員数、地域貢献に対する加点など、12項目について評価をしております。阿波市では、入札に参加する資格の審査を受けようとする者は、一般競争入札及び指名競争入札参加資格申請書を提出しなければなりません。各業者はこの申請書で希望する建設工事の種類を記載することとなっております。なお、希望工種は4工種までといたしております。阿波市における格付につきましては、徳島県が実施している格付をそのまま利用しておりますので、徳島県でB級の格付であれば阿波市でもB級の格付となっております。例えば土木一式工事ですと、特A級、A級、B級、C級、D級の5段階の格付を行っております。それぞれの標準発注額は、D級ですと500万円未満、C級は2,000万円未満、B級は4,000万円未満、A級は1億円未満、特A級は特に制限は設けておりません。この設定については、徳島県の基準とは少し異なっております。徳島県と阿波市では工事の発注規模、発注方法等に差があるため、阿波市独自の設定といたしております。また、B級以上の格付では、上限だけでなく下限も設けております。これは小規模事業者の受注機会の確保が必要と判断しているために設定をいたしておるところでございます。

入札での指名基準はこのほかにも地域性等を考慮して実施しているところでございます。具体的な事例で申し上げますと、阿波町内で1,200万円の工事を発注する場合は阿波町内の業者で特A級がいませんので、A級からC級までの業者から指名を行っているところでございます。

公共工事の調達につきましては、透明性、競争性の向上やコスト削減、品質の確保、市内業者の育成などいろいろな課題がございます。今後も国や各自治体の動向や社会情勢を注視しながら、入札制度について検証を加えていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（出口治男君） 藤川豊治君。

○3番（藤川豊治君） 徳島県で行っているランクに準じてランク分けしているということですが、徳島県が実施している格付点数についてもっと具体的に説明していただきたい。それとまた、どうすればCの人が、Bになりたいという人がどうすればランクが上が

るのかお尋ねしたいというんで、そういう声も聞かれますので、中にはCランクからうちはBランクに上がったと。何もしないというか、そういう声も聞かれていますので、この辺らが非常に不正確というか、不明な点もあるので、明確な答弁をお願いします。

○議長（出口治男君） 井内総務部長。簡潔にお願いをいたします。

○総務部長（井内俊助君） 藤川議員の再問にお答えをさせていただきます。

ご質問の内容につきましては、1点目として、徳島県が実施している格付点数の概要についてもう少し具体的に説明してほしいという点と、格付を上げるためにどういうふうにするればいいかということでございます。

最初に、徳島県が実施している格付点数の概要についてということでございます。

徳島県では、工事請負業者の格付を定める場合の主観的点数算定要領というのを定めて評価をしているようでございます。これは経営事項審査で評価された点数に徳島県がそれぞれ各業種、工種ごとに12項目について主観点数を加算や減算し格付点数をつけております。具体的には、工事成績評点、厚生年金基金加入率、技術力として技術者の職員数、指名停止等による減点、従業員数、地域貢献に対する加点、障害者雇用に対する加点、各種表彰などを評価しております。例えば土木一式工事の技術者の職員数ですと、1級技術者1名につき6点が加算されます。1級の技術者とは、1級土木施工管理技士、1級建設機械施工技士が該当するものとなっております。2級技術者は、1名につき2.5点というふうになっております。また、各表彰ですと、優良工事の知事表彰ですと10点、部長表彰は5点などとなっております。この主観点数を経営事項審査の点数に加えたものが格付点数となっております。

次に、2点目の現在格付されているランクを上上げる方法ということでございます。

先ほども申し上げましたが、阿波市における格付は徳島県に準じて行っております。このため、このランクづけを上げるには徳島県が実施している経営事項審査、また格付に係る評価点を上げる必要がございます。具体的なものとしては、年間の完成工事高を上げる、また自己資本額及び平均利益率や技術職員数の確保のほか、工事成績評点を上げる、経営状況評点を上げるなどが必要と思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（出口治男君） 藤川豊治君。

○3番（藤川豊治君） 答弁をいただきまして、県の格付の説明いただきましたので、この項目はこのぐらいにしておきます。

3番目の項目として、阿波市ポイ捨て等及び犬のふん害防止に関する条例についてお伺いしたい。

最近市民の人から朝夕犬を連れて散歩する人が多くふえています。犬のふんを放置する人がふえているが何とかならないのかという問い合わせがあり、苦情がありました。阿波市はポイ捨て等及び犬のふん害防止に関する条例がありますとって条例を渡したわけです。それをきっかけに私はその視点で見ますと、ずっと朝夕歩いている人を見ると、10人中犬のふんを処理する道具というか、用具を持つのは10人おって誰もいない。中にたまに1人ぐらいおるとするのがほとんどで、その条例も知らないというのではないのでしょうか。中には2匹連れて、大きな犬でもう堂々として草むらに犬をとめてふんを処理しとると。そのまま帰るといふ。都会と違って、都会は草はない、市道舗装されとんですけど、阿波市は草むらが幾らでもあるし、道路の周辺、市道の中に。犬は同じところ、1回とまって用を足すという習性があります。先日私の家の前にも大きな新しいふんがありまして、私の家では犬は飼ってないのでどっかの犬が立ち寄ったということで、多くの雑草が至るところに生えており、格好の隠れ場所です。犬がふんをするのを待ち終えてから堂々と立ち去っていくのをよく見かけます。中には2匹連れて人を見ると何とも言えない恥ずかしい行為と言わなければなりません。草むらの中をのぞくとたくさんふんがあり、犬は同じ場所で何度もするという習性があります。(写真を示す)

平成17年4月1日に阿波市はポイ捨て等及び犬のふん公害防止に関する条例を制定しています。条例9条には、何人も公共の場所等にポイ捨てをしてはならない、飼い主が公共の場所にふんをしたときは直ちに回収しなければならないとうたっています。第16条には、いずれかに該当する者は5万円以下の過料に処すとなっていますが、市はどのような啓蒙活動、モラルの向上を行っていますか。答弁をお願いします。

○議長(出口治男君) 石川市民部長。

○市民部長(石川春義君) 藤川議員の一般質問にお答えいたします。

3項目めの阿波市ポイ捨て等及び犬のふん害防止に関する条例について、1点目のポイ捨てが守られていない、2点目のケーブルテレビ、広報で周知してはということでございます。あわせてご答弁させていただきます。

阿波市ポイ捨て等及び犬のふん害防止に関する条例は、市民の方々、事業者及び市が一体となってポイ捨て及び落書き並びに犬のふん害を防止することにより、快適な生活環境の保全と環境の美化の推進を図ることを目的として条例制定しております。

今回ポイ捨てが守られていない件につきましては、条例の中で再度申し上げますが、市民等の責務として、第5条で、市民等は家庭の外でみずから生じた空き缶等及び吸い殻等を持ち帰り、または回収容器、吸い殻入れ等に収納しなければならない。飼い主の責務として、第8条では、飼い主は犬のふん害防止に協力しなければならない。また、第9条では、何人も公共の場所等にポイ捨てしてはならない。飼い主は飼い犬が公共の場所等にふんをしたときは直ちに回収しなければならないと明記されております。

ポイ捨てが守られていない件につきましては、地元の方が啓発看板が欲しいという場合には環境衛生課のほうで出しております。ふん害とかポイ捨てにつきましては皆様のマナーとモラルの向上が一番じゃないかと思えます。今後も速やかに適正に対応するとともに、広報紙、ケーブルテレビにより条例の周知徹底と環境美化への意識啓発を行っていきたいと考えております。よろしく願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（出口治男君） 藤川豊治君。

○3番（藤川豊治君） これ昨日市役所の前で正面に袋ごとポイ捨てのごみがありました。ちょっと犬の連れとる、2匹連れとる写真はちょっと写しよったらいかんでこれちょっとぼけさせていますけど、ほとんどもう犬は歩きようときは何も持ってない、手ぶらの人がほとんどです。実に恥ずかしいというか、ほんだけん条例が、ポイ捨て、ふん公害の条例があるのを知らないというのがほとんどが実態ではないかと思えます。それで、ここにこの理事者側で前にいらっしゃる方で阿波市の本庁におった方は、昼休み毎回熱心にごみを拾うて、市場のほうの支所に異動しても市場農協の前あたりで何回も見ました。熱心な市の管理者がいますけど、やっぱりこの条例を徹底する上で400人を超える市の職員が先頭に立ってポイ捨て、犬のふん公害防止の条例の徹底、モラルの向上、市民の意識の向上に努めて、職員が先頭に立っていきたい。もちろん議員もやります。広報、阿波市ケーブルテレビなどで一層条例を知らせて、知らない、そういう条例を知らない人がいないという状況になれば市がうたうやすらぎ空間、花咲く阿波市が一層輝くのではないかと思いますんで、モラルの徹底をひとつ強く要望して、この質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（出口治男君） 3番藤川豊治君の一般質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午前11時56分 休憩

午後 0時58分 再開

○議長（出口治男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

6番正木文男君の一般質問を許可いたします。

6番正木文男君。

○6番（正木文男君） 議長の許可をいただきました。6番正木文男です。9月議会一般質問をさせていただいたと思います。

冒頭で、皆さん方もいろいろと話が出ておりましたけれども、2020年のオリンピック招致、東京オリンピック開催、本当に喜ばしいことじゃないかなというふうに思います。本当に日本中が何か大きく世の中が変わっていったといいますか、明るい方向になっていった、ともに一緒に喜びたいなという気持ちにさせてもらいました。それにつけても、そのプレゼンテーションといいますか、そういうものがすばらしかったということも報道の中で随所に見させてもらいました。私は特にあの中で滝川クリステルさんですかね、顔もそうなんですけれども、なかなかすばらしいプレゼンテーションをされてたなと、言いましたね、こうでしたね、おもてなしという、そういう気持ちといいますか、そういうものを開催国としての気持ちというものをしっかり出されておったんじゃないかなと思います。日本のチーム力といいますか、もう一つは安倍首相のリーダー力といいますかね、政治力、そういうものも発揮されたんじゃないかと思えます。

もう一つ、これに裏話があるんですね。その中で韓国、中国ですね、何かその辺が、韓国は日本のこのオリンピック招致に対して原爆の被災して汚染水問題もある中でいかがものかなという公式な日本に対してのコメントをされている。中国は誤ってイスタンブールが候補地になった、東京は落ちたというような報道をされたというのがあるんですね。皆さん方ご存じだったでしょうか。意外と今の表の世の中そういうものは出てないんですけども、インターネットの中ではそういうものがあったということのようです。

そういう今の一連での私の気持ちとかそういうものを踏まえながら、今回も3点ほど、私の言葉で言えば3本立てということで質問をお願いしたいなと思ってます。

まず1つは、污水处理対策について。污水处理対策の現状と今後の整備方針についてどのように考えているのかが1点ですね。2点目、福祉対策について。高齢者の介護や福祉、健康等の推進のためどのような取り組みがなされているのか。地域包括支援センターや市内保健センターの役割は。3点目は、道德教育の推進について。教育基本法が改正さ

れ、道徳教育の積極的取り組みが求められ、教科化の方向で検討がなされているが、本市における取り組み状況はという3点でお願いをしたいと思います。

それではまず1点目ですね、汚水処理対策についてということから入らせていただいたらというふうに思います。

地球環境に対する国民意識の高揚もあり、きれいな水環境を保つことへの関心も高まっている。しかしながら、徳島県における汚水処理対策は近年全国最下位の整備率、全国86.9%ですか、徳島県は49.4%。これは平成22年度の数値ですけれども、9年連続全国最下位を全うしておるといような状況にあるということのようです。同様に、阿波市においても汚水処理対策はいま一つの状況のように思われるわけなんですね。

こういう行政体なり組織、自治体といいますか、そういうものの政策の中でインフラ整備という範疇で捉えますと、その大きなもう最後のほうの課題ということが言えるんじゃないかなと思うんですね。我々が生活するための社会基盤の整備、インフラ整備、まずは上水道だとか住宅だとか、そういうものを、学校環境の整備だとか、そういうものはどんどん進んでいってる。いま一つインフラで残っておる大きな課題というのがこの下水道の整備というようなもの、下水道といいますか、生活排水処理対策というものがあるように思うんですね。

最近の状況、私は過去県に行ってるときにこの推進にかかわっておった者なんですね。いろいろと愛着もあり、そしてまた考え方も変わってる部分もあるわけなんですから、先進地区、県内における、でちょっと問題にする、問題になってるなというのを聞き及ぶわけですね。徳島県でやっと流域下水道ができました。飛行場の近くに処理場ができて、鳴門市だとか徳島の川内だとか松茂、藍住、北島、その辺をエリアとして流域下水道が進んでおるわけなんですから、鳴門市において問題となっておる。何が問題になっておるかという、加入率ですね。もう四、五年たっておるんだけど30%ぐらいの加入率しかないというようなことが問題になっておるといようなものを聞くわけですね。ですから、この汚水処理対策進めなければいけないのはわかりますけれども、その進め方、その辺のところをやっぱり今しっかりと仕切り直して、考え直してみる状況に来てるんじゃないかなと思うわけですね。

そこで、質問ですけれども、汚水処理対策の現状と今後の整備方針についてどのように考えているのか。現状では阿波市において公共下水道、農業集落排水、合併浄化槽、そういうものを種目として取り組んでいるんじゃないかなと思います。

それから、農業集落排水による整備地区の接続状況ですね。これは吉野町のほうで一条処理区、柿原処理区、2処理区が供用開始されておるわけですね。そして、集落排水の維持管理費を含む事業費の内訳で、起業償還債の状況、この事業、農業集落排水事業推進のためには下水道債という起債を起こして事業に取り組んでおります。その償還の状況、どの程度残っておるんだろうかという面でのまず現状がどうでしょうかという点。

そしてまた、今後の整備方針として阿波市汚水処理整備構想の内容はどのようになっているのか。何年か前に汚水処理整備構想をまとめておるんだというような話を聞いております。そういう中で、今阿波市の汚水処理整備構想内容はどのような状況になっているのか。まずその辺のところからお答えをお願いしたいと思います。

○議長（出口治男君） 石川市民部長。

○市民部長（石川春義君） 正木議員の一般質問にお答えいたします。

最初に、汚水処理対策について、汚水処理対策の現状と今後の整備方針についてどのように考えているかということでございます。

初めに、汚水処理対策の現状について報告いたします。現在阿波市では汚水処理対策としての公共下水道事業の整備は進んでおりません。農業集落排水事業と合併処理浄化槽での整備となっております。

まず、農業集落排水による整備地区の接続状況でございますが、計画戸数と加入戸数、それから加入人口、加入率で申し上げます。吉野町的一条西地区では、計画戸数が457戸、1,910人で、平成24年度末の加入戸数は256戸の966人で、加入率は56%でございます。また、柿原東地区では、計画戸数が303戸で1,220人で、平成24年度末の加入戸数は269戸、860人で、加入率は88%でございます。

次に、合併処理浄化槽の設置は3,186基で、使用人口は1万6,638人で、汚水処理人口にしますと農業集落排水事業の1,826人を足しますと1万8,464人となります。平成25年3月末の人口が4万415人でありますので、割ってみますと、汚水処理人口普及率は約45.7%です。

次に、平成24年度の農業集落排水事業の維持管理を含む事業費の内訳でございますが、総務費が27万9,000円、事業費が3,488万4,000円で、そのうち施設管理費が3,034万8,000円、その次に公債費が7,461万5,000円となっております。

また、起業債の償還状況について申し上げます。平成25年5月末での起債の償還額の

累計は、元金が5億5,356万2,873円、利息が4億7,337万2,907円の合計10億2,693万5,780円でございます。償還額の残額は、元金で9億123万7,127円、利息で1億5,477万8,554円の合計10億5,601万5,681円となっております。この起債の償還につきましては、平成5年から始まり、残り償還年数は15年で、平成40年度には償還が終わる予定となっております。

今後の整備方針でございますが、阿波市全体を見ますと集落が点在している農村型の町においては、公共下水道事業等なじまないため、費用対効果や今後の財政状況を考えますと、従来どおり個人設置による合併処理浄化槽整備事業で対応していくようになると考えられます。そのためには、平成22年度策定の阿波市污水处理構想の見直しと排水路の整備が最重要課題と考えております。今後は污水处理検討委員会での污水处理構想見直しや現在建設課が排水計画を策定中であり、排水計画策定委員会の設置を予定しておりますので、污水处理検討委員会と一緒に十分協議を重ねてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（出口治男君） 正木文男君。

○6番（正木文男君） 阿波市における污水处理対策ですね。結論からいいましたら、農業集落排水、合併浄化槽合わせて45.7%の整備率であるということのようですね。平成22年度で県の平均が49.4%ということで、24年度まだもう少し県の場合進んでるかと思うんですが、県の平均よりはまだちょっと下だという状況にあるということですね。

この中でちょっと気になりましたのが、一条処理区ですね、これが56%の接続率ということになっておるようなんですが、柿原は88%ということなんでまあこんなもんかなという気もするんですね。この接続状況というのが56%というのは、もうこれ供用開始になって十四、五年になりますかね。なかなか進んでない、私らが知ってる範囲からほとんど進んでないような気もするんですが、もうそのことは大きなダメージがあるわけですね。維持管理費が本来トータルとして要るんだけどもそれを負担している人が当初の目的内に達してないわけですから、そこで穴があいていつているわけですね。この接続が悪い原因と対策、この辺はどう考えておるんだろうかということが1つですね、再問。

それから、先ほどこの事業推進のためには下水道債というのを借りるわけですね。充当率が95%で、財源措置が70%でしたかね。そういうのでいきますと、今までで支払っ

たのが元金が5億5,300万円、利息4億7,300万円、10億2,600万円。本当にこれで目につくのが利息の大きさですね。これはもう過去においては今では考えられないような金利状態にあった、その時点で借りてるわけなんで、こういう状況になるわけですね。まだ25年5月末現在においては元金が9億円、利息が1億5,400万円程度、合わせて10億5,600万円残っておるといことなんですね。これが平成40年度まで続くということですね。普通の民間で私どもでしたら住宅ローンを借りた場合に、過去に金利の高いやつを借りたら最近の金利の低い分に借りかえるとか、そういうようなことも財政担当とすると、市の財政を考える場合においてこういうのも考えれるんじゃないかなと思うわけなんですね。こういうまだ債務が残っている、そして利息の部分もあると、かなり減ってるわけなんですけれども、そういうようなものを財政をうまく回していくというような意味において、繰上償還というようなものはできないんだろうかということですね。それが可能なかどうか。そのメリットがあるかどうか、現実的に難しいとか、その分をお伺いいたします。

それから、交付税を算入した後の実質の市の負担額ほどの程度になっておるんだろうか。私どもはこの集排事業の事業予算を見ておりますと1億円何ぼとかという年度予算が出るわけですね。たかだか収入は2,000万円か3,000万円だけど、こんなに市としていってるんだろうかというイメージを抱くわけなんですけれども、じゃあ実質的に市の中で負担というものはどれだけ充当しているんだろうか。これは24年度の決算を参考にその辺もお教え願えたらと思います。

この辺が現状に対しての話で、もう一つは整備構想の策定というものが、今日の話では合併処理浄化槽を中心にとというようなことで進めておられるということなんですが、整備構想のその取りまとめについてももう少し具体的な取り組み方というようなものを聞かせていただいたらと思うんですね。というのは、いろんな意味で私どもは合併特例債という貴重な財源があるわけなんで、そういうものも活用できる間に考えていったらどうなんだろうかというような思いをするわけなんですね。それはなぜこんなことを言うかという、合併浄化槽という方針でいくとすると排水先が要るわけですね。排水先になると今度は排水路の計画というふうなものも絡んでくるわけですね。じゃあ、昨日森本議員も言ってましたけれども、市内の排水路整備対策、そういうものとの進め方とのあわせで考えていくことによって、合併処理浄化槽の推進が考えられないような地区もそれで考えていくという手法も考えられるわけなんですね。今言いましたように、例えば集合処理で道路の中に

管渠を引いていっていき事業費と、もう近くに雨水排水を兼ねた排水路というものを思い切って整備していくというのとあわせて、それを生活処理対策にも結びつけていくというような考え方も出てくるかと思うんですね。そういう面での整備構想の策定とかというのをどのように考えられるかということで再問をお願いしたいと思います。

もう一遍整理しましょうか、いいですか。じゃあ、お願いいたします。

○議長（出口治男君） 石川市民部長。

○市民部長（石川春義君） 再問にお答えいたします。

1点目が一条西の接続が悪い、その原因は何かと、それと対策はということでございます。2点目に、起業債の償還が大きな負担の要因となっているが、繰上償還の可能性はと思います。3番目に、普通交付税の算入を考慮したときの市の負担額はどのぐらいになるのかと。4点目が、整備構想策定が中途半端なものと思えるが、合併特例債の活用を視野に入れ、きっちりとした整備方針を打ち出すべきではないだろうか。この4点のご質問としますので、先に接続状況が悪い、その原因と対策についてでございますが、一条西地区の加入率が低い原因といたしましては、一条西地区につきましては農業集落排水事業の計画戸数に市営住宅が含まれております。現状水洗化されておられませんので、住宅課による阿波市住宅ストック総合活用計画では建てかえの予定であり、建設されると接続することとしております。

2点目の企業債の償還が大きな負担の要因となっているが、繰上償還の可能性はどのことでございますが、企業債の繰上償還については徳島県から通達された平成24年度公的資金補償金免除繰上償還実施要綱で、利率が5%以上の借入金から適応になると定められておまして、阿波市の場合は平成5年度に2,890万円借りたところで、利率が4.85%が最大であります。そのため、現在のところ繰上償還については県要綱の条件を満たしておられませんので難しいのではないかと考えております。

また、普通交付税の算入を考慮したときの実質の市の負担額はどのぐらいになるかということでございますが、平成24年度の農業集落排水特別会計歳入歳出決算書で試算してみますと、まず歳入では、分担金が175万円、使用料及び手数料が1,367万1,000円、それから国庫補助金が210万円、県支出金が51万8,000円、市債が210万円、歳入合計として2,113万9,000円であります。次に歳出では、一般管理費が27万9,000円、施設管理費が3,034万8,000円、施設整備費が453万6,000円で、公債費が7,461万5,000円、歳出合計いたしますと1億97

7万8,000円となります。歳入歳出の差し引き額は8,963万9,000円となります。さらに、普通交付税額の算入額は約5,300万円を考慮しますと、実質の負担額は3,663万9,000円となっております。実質負担額は歳出合計の約33%ぐらいだと思います。

今後の整備方針につきましては、先ほども答弁で述べましたように、阿波市汚水処理構想の見直しと排水路の整備が重要課題と考えております。今後は汚水処理検討委員会での汚水処理構想の見直しと建設課の排水計画策定委員会とあわせて十分協議を重ねてまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（出口治男君） 正木文男君。

○6番（正木文男君） ご答弁いただきました。一条西地区の接続率が悪いというのは、市営住宅という大口の加入予定者というものが存在するということなんですね。確かにそう言えますよね。市営住宅の整備をしようとしているので合併処理といいますか、集排につなぐというのはまず単独でできるわけないわけなんで、そういう状況であれば言えることすればこれは住宅の整備推進で今進められておるわけなんで、そういう中でもろもろを勘案して優先順位を考慮するとか、やはり政策をトータル的に考えて、あっち通ればこっち通らずというんじゃないかと、あっちとこっちとを勘案してこういう形で優先順位をつけていくというようなことも考えて、この接続状況が悪いということの解消というものにもつながっていきませんかと思うわけなんですね。そういうことによってこの整備率を上げていくということも考えていただけたらなと思います。

それから、この起業債の償還ですね。5%以上で旧吉野町でかかったときには4.8%だったということなんで、本当にすれすれのところかと思うんですけども、昨今公的資金補償金免除繰上償還実施要綱というのがあるようなんですね。そういう中でこういうものを規定されておるようなんですけども、財政状況がいいところはこの対象にならないとか、そういうのもあるようなんですけども、財政考えていく面でこういうようなものも見落としのないように取り組んでいくべきじゃないかなと思います。この集排に対しての繰上償還、これは無理だと、難しいということはずわかりました。

それから、普通交付税の算入というものを考慮したときの実質の市の負担額、事業費にすると1億円ちょっと行ってるわけなんですけれども、交付税5,300万円あって、市の実質の負担とすると3,660万円何がしということなんですね。しかしながら、この

集排の2地区の事業に対して三千六百何十万円というのもやはり高いんじゃないかなというような気がいたします。

それで、もうまとめということにしたいと思うんですけども、やはりこの汚水処理対策ですね、インフラ整備の最後の大きな考え方だと思うんですね。その方針を今大きくは合併処理浄化槽、集合処理と個別処理というものを考えたときに合併浄化槽を核とした処理構想でまとめていくということのようなんです。その辺のところをもう早急に打ち出して、公共下水道というのはもう24年度である程度切りがついたというようなことであれば、そういうようなことで取り組んで早く汚水処理整備推進アクションプラン、これは目標として平成42年、市の整備率71.5%、県は82.8%ですね、汚水処理推進アクションプラン、平成42年を目標年次として県は82.8%、市は71.5%を目標とすることを打ち出しております。それに向かってこれこれこういう方針で取り組んでいくんだ、こういう考え方で取り組んでいくんだというようなことをやっぱり早目にまとめていかればいいのか、いくべきじゃないかなというふうに思います。そういう中で、合併市町村の有利さをうまく生かしていくということも考えつつ取り組んでいただきたいと思いますというふうに思います。これをもちましてこの項終わりにさせていただきます。

次、2項目めなんですけれども、福祉対策についてという項目になります。

この福祉関係というのは私の弱い部分で、十分消化し切れてない部分もあろうかと思えますけれども、疑問に思ったり感じているところというようなことを交えながら質問をさせてもらったらと思うんですね。

戦後日本が高度成長を遂げ、先進国の仲間入りを果たし、国民の社会保障としての福祉対策に対する意識が高まった。この社会保障というのは4つの柱がある。社会福祉、高齢者や障害者等への生活保障、公的扶助、生活困窮者への最低限の生活保障、公衆衛生、国民の健康保持向上を図る、それから社会保険、相互扶助をベースとした生活保障。大きく社会保障というのは理念的にこういう4つの柱がある。この中で社会保険、相互扶助をベースとした生活保障という中に介護保険、介護や介護予防、労働保険、雇用保険、労災保険、医療保険、国民健康保険、共済保険等、そして年金、国民年金、共済年金、そういうものは保険というシステムの中で社会保障の一つの分野を担っているということなんです。

今回私が取り上げていきますのは介護保険の問題なんです。介護保険制度の導入というのは、平成12年4月に高齢者を家族などの個人だけでなく社会全体で支える。増大す

る老人医療費から介護部分を切り離し軽減を図るというようなことで、40歳以上の方に加入して負担をしていただき、65歳以上でその恩恵にあずかっていくという介護保険制度というものができたわけなんです。過去の日本の家族中心のものからお互いにカバーし合おうという制度として動き出したわけなんです。このことによって雇用の場というのも広がったという社会の変化ということにも言えるわけなんです。

その介護保険が平成12年に動き出して、近年の方向として、近年の介護制度の動向として介護予防や在宅介護重視型への転換があるということなんです。もう介護になってしまったんでは遅い。これは医療の関係とも言えるわけなんですけど、介護においても介護になってしまったんでは遅い。それに行くまでの分を予防という形で、予防的なものも事業として取り組んでこの介護支援というものを進めていきたいと思いますということですね。

それからもう一点は、もどに戻るかもわからんけど、在宅介護ですね。施設ばかりに頼るんじゃなくて、少しでも家族での介護、できる範囲における介護、在宅介護へもある程度は回帰しようというような転換があって、そういうものをもろもろ進める意味で地域包括ケアという考え方、地域包括支援センターというものが世の中に動き出したわけなんです。これは阿波市の地域包括支援センターを紹介するパンフレットなわけなんですけれども、こういう形で動き出してるということなんです。

そこで、質問ですけれども、阿波市において現在高齢者の介護や福祉、健康増進のためどのような取り組みがなされているのか。地域包括支援センターや市内保健センターの役割はどのようになり、どのような活動がなされているのかなんです。市役所の東側に小規模作業所アスカというのがあります。その向こうに阿波町の保健センターというのもあるわけなんです。旧町ごとにも保健センターというのがありますよね。地域包括支援センターというのは市場の福祉事務所の中の介護保険課の中の一パートとしてあるわけなんです。なんですけれども、そこがどのようなすみ分けでどういうふうに活動をされておるのか。それから、介護予防事業として実施している特定高齢者、65歳以上で虚弱な高齢者の把握というものが重要でないかと思うんですけれども、それが何か進められておるわけなんですけれども、阿波市における実施状況はどういう状況なんでしょうかということについてお伺いいたします。

○議長（出口治男君） 林健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 正二君） 2点目の福祉対策について、正木議員の一般質問にお答えしたいと思います。

1 項目めが、阿波市において現在高齢者の介護や福祉、健康増進のためどのような取り組みがなされているか。地域包括支援センターや市内保健センターの役割はどうかということで、先日ちょっとお越しいただいてご説明させていただけたんですが、この場でもう一回説明をさせていただけたらと思います。

まず初めに、福祉の部門は多岐にわたっております。ゼロ歳から始まり、最後介護といえますか、高齢者になるまでの間の福祉サービスを提供しております。それで、流れからいきましたら介護の質問でございますが、まず健康推進課のほうの事業から触れさせていただいて、介護のほうに移りたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

健康推進課におきましては、現在阿波市では平成22年度に健康寿命の延長と予防重視型の社会づくりに向け、自分の健康は自分で守るという認識を持って、一人一人が健康づくりに取り組み、市全体の健康づくり計画を計画的に推進することを目的に、阿波市健康増進計画、食育計画を策定いたしました。この計画の策定に当たりまして、阿波市の健康課題として、子どもから大人まで肥満が多うございます。また、特定健診、各種がん検診の受診率が低うございます。糖尿病だけでなく心疾患、脳血管疾患による死亡率も高く、肥満やメタボから動脈硬化が進行し、糖尿病、高血圧、高脂血症等となり、脳血管疾患、心疾患等、生活習慣病を引き起こしているところでございます。

生活習慣病は自覚症状が出るまで長い年月がかかるのが特徴で、そのため早い時点から発症予防のための生活習慣、食習慣の指導なりを行っていく必要があります。母子保健事業の妊産婦の健康教育、これがゼロ歳のスタートから乳幼児健診などにも生活習慣予防に視点を置いた指導を行うとともに、幼稚園や小学校など学校保健との連携もしていきながら事業を展開しています。健診は、自分の体の状態を知り、変化に早く気づくきっかけとなるのですが、市内の受診率は低く、特に若い世代ほど低い状況です。今後は関係機関と連携して健診率を高める啓発をするとともに、この議会の報道を聞いていただける方々の住民の方の受診の呼びかけをしたいと思います。

病気の早期発見、早期治療により重症化を防止していきたいと思います。高齢になって重症化になったときに介護状態になりますので、またこのような健康づくりの推進事業や食生活改善グループ、ヘルスマイトという組織がございます、の活動の場として市内保健センターも活用しております。それと、健康推進課の絡みでございますので、先に、保健センターが3カ所ございます。阿波に保健センター、それは所期の目的が保健事業と介護で、それと障害施設アスカ、それと土成には保健事業と障害施設、吉野には保健事業で3

カ所あるのですが、今は先ほど言いました健診等の事業に基づきまして保健師が健診に活用をしているのが現状でございます。

続きまして、介護保険の中の地域包括支援センターが行っております事業につきまして触れさせていただきたいと思っております。

介護保険における地域包括支援センターにおける介護に関する福祉の取り組みといたしましては、高齢者の健康寿命を延ばし、住みなれた地域で安心して暮らせるための施策を実施しています。主な事業といたしましては、介護予防事業、包括的支援事業、任意事業、その他市単独事業の4事業がございます。

内容を具体的に少し説明させていただきましたら、介護予防といたしましては、介護予防の知識等の普及啓発のため、広報に記事を掲載、阿波踊り体操などをケーブルテレビで放映、認知予防、運動や栄養などをテーマとした講演会や保健師等が各会場、また集会所に出向きまして出前講座などを実施しております。介護サポート養成のための研修もしております。高齢者の地域での交流の場としてサロンづくり等も実施しています。高齢で該当する老人会等も含めて講習を行っております。

また、包括的支援事業といたしまして、65歳以上の高齢者の総合相談窓口として社会福祉士、包括の職場には社会福祉士と主任介護支援ケアマネジャー、それから保健師等が高齢者本人や家族、民生委員や医療機関などからの介護に関する相談や虐待の相談や通報、また権利擁護に関するものなどさまざまな相談に対応しております。阿波市では、ひとり暮らしの高齢者や高齢世帯の、また家族の支援が望めない高齢者も年々増加しているように思います。また、認知症の相談や経済的な虐待なども増加し、対応が困難なケースも多くなっております。関係機関と十分連携を図りながら対応を図ってまいりたいと思っております。今後におきましても民生委員や主治医の先生、それと介護支援専門員、介護サービス施策の事業所や地域の関係機関と連携のとれる体制づくりとともに、高齢者を支援する介護支援専門員に対して個別相談や連絡会や研修会の開催を行い、介護支援専門員の質の向上を図り、介護支援専門員が高齢者によりよい支援サービスが提供できるように努めてまいりたいと思っております。

それと、3番目にその他の任意事業としましては、介護用品の支給事業、状態がちょっと悪くなったらそれに必要な用品、それと家族の介護医療事業、介護給付費適正化事業等を行っております。

市単独事業といたしましては、緊急通報装置の貸与事業、軽度生活支援事業などを行

い、独居高齢者等の緊急時の対応のとれる体制づくりや生活支援を行っております。健康推進課と介護保険課は連携して今も事業を進めております。

それと、2点目の議員のほうから追加でちょっといただいたご質問で、介護予防事業として実施している特定高齢者の把握は重要であり、全国で進められている。阿波市の実施状況はということでご答弁をさせていただきたいと思っております。

特定高齢者の把握についてでございますが、65歳以上、先ほど議員が40歳から介護保険が始まり、65歳から介護の給付の適用を受けるということでございますが、65歳以上、1号被保険者でございますが、高齢者を対象に2次予防事業としまして平成23年度より3年間の予定で、平成23年は市場町、平成24年度は阿波町、平成25年度本年度は土成と吉野町に、市内介護認定者、介護認定を受けている方を除いた方を対象に基本チェックリスト、25項目のチェックリストがございます。体が弱ったとかちょっと痴呆性があるとか、いろいろな内容のことで老人の方にチェック。それで、気になる方を介護状態になるおそれの高い生活低下の見られる高齢者に対して早期発見をチェックリストで行っております。また、その中で該当になりそうな人に対しましてはしゃんしゃん体操とか、運動機能の向上の体操でございます、を利用していただき、生活機能の改善を図り、要支援の状態になること、要介護の前に要支援、軽いほうの要支援1から2、国のほうがちょっと切り離そうかという状態でございます、をおくらせ、介護予防に努めています。また、運動機能向上事業等を利用する高齢者につきましては、保健師が介護予防ケアプランの作成を行い、適切で効果的な利用になるように努めています。

以上のような事業を実施しておりますので、内容的にはいろいろあるんではございますが、主なものだけ説明させていただきました。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（出口治男君） 正木文男君。

○6番（正木文男君） 一応地域包括支援センターとか市内保健センターの役割等、事業内容の皆さんへの周知というような意味もあつたんじゃないかなと思うんですけど、そういうのも含めて説明をいただいたわけなんですね。いろいろこういうもんで重なるんですよ。健康保険センター、幅広く健康を維持していくか、どう予防していくかという部分、それと介護における予防とかの部分ですね、そういうものが重なっていつてる部分があるわけなんですね。私はこの地域包括支援センターというのがある、こういうものはもうちょっと市内皆さん方にしっかりと認知されて、周知されて認識されて、その活用の意

識というものをしっかり持っていきべきじゃないかなというふうに思うわけですね。

もう一つ、特定高齢者というのもあえて取り上げさせてもらったのは、この65歳以上の高齢者の区分で元気な高齢者、これ一般高齢者というんですね、それから虚弱な高齢者、介護要支援になる前の、元気ではないんだけどちょっと病気がちなというような人が特定高齢者というわけですね。それから、要支援の人があって要介護となっていくわけなんですけど、その前段での要支援に行く入り口のところの虚弱な高齢者、特定高齢者というものをやはり事前にしっかりと把握しておいて、その人たちに対して的を絞ってアクションを起こしていくということも大事じゃないかなというふうに思うわけですね。それで、こういう介護予防基本チェックリストというのがありました。私も65以上になりましたんでちょっとチェックしてみました。おかげで20点中2点でしたので、言うたら元気な高齢者という部分に入るといえるかと思うんですけども、こういうものがあるということでもしっかりと活動なり展開をしていってほしいと思うわけですね。

提言を込めた再問ということなんですけれども、今言いましたように、医療の部分だとか介護の部分だとか、いろいろ重なる部分があるわけなんです。健康管理、予防医学、介護、在宅介護の情報提供とか交換の推進のためにやはりできるだけまとめて総合的な取り組みの窓口、そこへ行けばあつちかなこっちなかなというのを迷うことなく総合的にうまく市民に情報、行政サービスが提供できる、安心して気軽にしてるような場所というものも提供ができないだろうか。なぜそれを言うかといいますと、今新庁舎建設されてるわけですね。今日今さっき急遽出口局長のほうから提案いただいたわけなんですけれども、1階の正面入って北側の列ですかね、これは福祉部の部署に割り当てられてる。これからの話ですからその辺の部署をうまく事務ベースとしてもしながら地域包括支援センターだとか健康管理の部門だとか、何とかそういうものを気軽に、赤ちゃん連れてきても座って話できる沙龙的なような意味合いも持ったようなその窓口、そしてそれですと横の連携でワンストップといいますか、それでできるような行政の場をつくっていくというようなことについては、今まさにこの庁舎が動いているという中で林部長としてはどういうふうに思い持って提言していかれるおつもりでしょうか。

○議長（出口治男君） 林健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 正二君） 正木議員からは再問ということで、総合的な窓口事務にしてはどうかということでございます。

今の健康福祉部のちょっと状況を説明させていただきますと、健康福祉部は市場支所で全部まとまって課が構えております。それで、高齢者や障害者の方、体が不自由な方につきましては1階のフロアで社会福祉課、今先ほど答弁しました介護保険包括支援センターの課がございます。また、2階におきましては健康推進課、子育て支援課がございます。質問の中身で、新庁舎の絡みでお聞きしていただけたんかなと思いますが、出口局長のほうから調査の中身のほうは先ほど議員のほうからおっしゃってくれたとおり、新庁舎ができた時点では1階の北側に健康福祉部が部を構えるような絵になっております。その左右には相談室も設けられております。また、庁舎の中ではワンストップ窓口対応とフロアマネジャーの配置をするようになっております。ただ、福祉関係におきましては、その総合窓口等、ワンストップ窓口等で対応できない個別な案件、相談事もございます。今相談室を活用して今もまたいろいろなケースに対して対応しているわけですが、今回も1階に全てが集約できますので、今も担当課2階と1階で連携を密にして業務を進めておりますが、1階に集約できることで住民の方によりよいサービスが提供できるものと思います。課の配置につきましてはまた今後健康福祉部が庁舎ができた時点で部内で話して配置を決めると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

答弁とさせていただきます。

○議長（出口治男君） 正木文男君。

○6番（正木文男君） 私、地域包括センターってどこにあるんだろうかなと思ったら市場の介護保険課の中にありましたというようなことから始まって、福祉のこの介護だとか健康だとか、社会保障の関係ですね、そういうようなものが本当に制度もころころ変わるし、いろんなものが重層的に絡み合っていて行政として取り扱いにくいなというものがあると思うんですね。ということであれば、我々住民の側も多分余計その辺が悩まれると思うわけですね。福祉に優しいまちというのは、金を出すだけじゃなくて施設的にとか、金をかけずにちょっとした心遣い、ちょっとした知恵でより住民サービスにつながる部分もあるかと思います。そういう意味で、今度の庁舎の中に福祉部というかたいものだけじゃなくて、福祉関係を統括的にまとめる何とか窓口というようなもの、そういうようなものを考えていただいたらどうでしょうかということをご提案して、この項を終わらせていただきます。

それでは、3点目ですね。これも道徳教育の推進についてということで6月もさせてもらったわけなんですけれども、私も一応この辺に熱心でございますので聞かせていただい

たらと思うわけですね。

この問題については、前回は質問させていただきましたけれども、今回は改めて新教育長でいらっしゃいます坂東教育長の考え方を聞かせてもらえたらなという思いもあります。

そして、これはもうくどいようですけれども、平成18年第1次安倍内閣において戦後60年以上手つかずのままであった教育基本法が教育再生の意味を込めて改正されました。新の教育基本法においては第2条の教育の目標という中でしっかりと書かれております。その中で、1つ、幅広い知識を教養を身につけ、真理を求める態度や豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと、個人の価値を尊重してその能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自立の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。5つあるわけなんですけど、1、2言いまして、3、4飛ばしまして、5番目に、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うことというふうに新教育基本法2条の中に明確に書かれておるわけなんです。この豊かな情操と道徳心を培うこと、国の伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛すること、早い話が愛国心ですよ、愛国心というとすぐ右翼と言われるようなことでなくて、当たり前な国を愛する気持ち、愛国心というものを培いませんかというものが教育の目標として位置づけられてきたわけなんです。

そこで、質問ですけれども、道徳教育への積極的取り組みが求められておりますけれども、このことについて教育長の考え方は、スタンスはということですね。

それからまた、道徳の教科化が議論されておりますけれども、より成果を上げるためにこれに対する取り組みをどのように考え、どのように進めようとしているのか。道徳の教科化について次のような意見があるわけなんです。1つは、昭和女子大学の押谷先生というような方が書かれております。今までの道徳教育というのは国語の中であつたり社会の中であつたり家庭科の中であつたり体育の中であつたり、そういうものの中に道徳というものも当然押し込める、押し込めるといいますか、勉強の素材にはなるわけなんです、そういうものを活用してやっていきましょうということだったわけなんです。ですから、教科の中には本来の各教科、それと道徳、特別活動という3領域があつたわけなんです。本来の各教科でなかったわけなんです。この押谷先生いわく、では各教科での道徳教育が充実すれば道徳教育はそれで十分なのか、そうではない、各教科における道徳教

育は各教科の特質にかかわって道徳教育が行われる。生き方の根幹を支える道徳的価値の学習が計画的、発展的に行われるわけではない。だから、各教科等での道徳学習が充実されるほど、それらを踏まえながら、あるいは関連させながら人格の基盤となる基本的な道徳的価値の全体について正面から計画的、発展的に学ぶ道徳学習が必要なのである。そのような学習の時間が教科化によって確保されることについて道徳教育は全ての教育活動と連動して本来の役割が果たせるのではないだろうかというようなことを言われております。

ちょっと長くなりましたが、それからもう一つ、教育新聞にもこういう形で書かれておるんですけども、道徳が教科となれば学習指導要領に示す目標、学習内容に沿った教科書が作成され、教科と同様な教材研究や指導方法の工夫改善に学校を挙げて組織的に取り組むようになる。道徳を教科と同様に扱うことになるので、学習評価は当然行うことになるが、教科とは異なる評価感、評価内容、方法を示し、点数はつけられないということですね、学校現場が混乱しない配慮が必要となる。教科として道徳の授業に取り組むためには学習評価はかなり重要な課題となる。道徳の授業によって児童・生徒が道徳的価値の自覚についてどのように変容したかを自己評価するなど、道徳の評価は教科指導の評価とは異なることを教師だけでなく児童・生徒、保護者等にもできる示し方が必要であるというふうに、教科化ということについてこのような意見もあります。

ですから、教育長の道徳教育への取り組みの考え方、そして教科化というものについての考え方をまずお伺いしたいと思います。

○議長（出口治男君） 坂東教育長。

○教育長（坂東英司君） 正木議員の一般質問、道徳教育の推進について、道徳教育への積極的取り組みが求められておりますが、このことについて教育長の考えは。また、道徳の教科化が議論されておりますが、どのように考え、どのように進めようとされておるのかについて答弁させていただきます。

道徳教育は、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を具体的な生活の中に生かすことなどを通して、主体性のある日本人を育成するため、道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度などの道徳性を養うことを目標として、学校教育全体を通じて行われるものであります。今日社会規範自体が大きく揺らぐといった社会の大きな変化や地域の教育力の低下、親や教師以外の地域の大人や異年齢の子どもたちとの交流の場や自然体験などの体験活動の減少などを背景として、生命尊重の心や自尊感情が乏しいこと、基本的な生活習慣の確

立が不十分、規範意識の低下、人間関係を築く力や集団生活を通じた社会性の育成が不十分であるといった指摘がなされております。とりわけ、基本的な生活習慣や人としてしてはいけないことなど、社会生活を送る上で人間として持つべき最低限の規範意識、自他の生命の尊重、自尊感情や他者への思いやりなどの道徳性を養うことが大切であります。また、それらを基盤として法やルールの意味やそれらを遵守する意味を理解し、主体的に判断し、適切に行動できる人間を育てることが求められております。特に、小・中学校においては道徳教育のかなめとして道徳の時間を設け、特別活動を初めとした各教科等における道徳教育との密接な関連を図りながら、計画的、発展的に道徳的価値や人間としての生き方について自覚を深め、道徳的実践力を育成することが大切であります。さらに、学校、家庭及び地域の役割分担と連携が必要であり、特に家庭の果たすべき役割は大きいものがあると思われまます。

このような観点から、私は道徳教育は人格完成を目指す学校教育の中で最も重要なものであり、なお一層の充実強化をしなければならないと考えております。

次に、正木議員ご質問の2つ目、道徳の教科化が議論されておりますが、これに対する取り組みをどのように考え、どのように進めようとしているかについてお答えいたします。

正木議員ご指摘のように、道徳の教科化につきましては現在いろいろな関係機関から新しい枠組みでの教科化として提案なり意見なりが出ておりますが、大きく次の3点が議論なされているのではないかと考えます。

1点目は教科書をどうするか。検定教科書にすることで内容の質的な充実が図れる。無償での配布が可能になる。2点目は評価をどうするのか。数値評価はしない。関心、意欲、態度の観点から評価の枠組みを検討する。課題を見つけて、その課題にどう取り組もうとしているのかを評価する。3点目は教員免許のあり方と教師の指導力の向上であります。専門の免許を発行するのか、普通免許の要件に関連道徳科目の単位数をふやすのか。教員養成系の大学には必ず道徳養成講座を設置する。以上のようなことが現在議論されている要点であろうかと思えます。

こうした議論に共通いたしますのは、道徳の授業時数が必ずしも十分には確保されず、指導が不十分であるといった道徳教育の課題をいかに改善するかという問題意識であり、道徳教育の充実強化すべきという認識ではそれぞれの意見が一致しているのではないかと考えます。

阿波市教育委員会といたしましては、こうした国の動向、議論に注目しながら対応を検討してまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（出口治男君） 正木文男君。

○6番（正木文男君） 教育長のほうから、やはりこの道德教育というのは、教育というのは人間をどう育てていくか、人格をどう向上さす、完成させていくかという中では大事な要素であるという認識をお聞かせいただきまして、まず安心をさせていただきました。そして、教科化という中で進めてはいく方向ではあるけれども、問題点もあるというようなことですね。この辺は例えば教科書をどうするかだとか、評価をどうするか、教師の指導力の育成、その辺については国の文科省の流れというものもあろうかと思えます。そういうような中から調整をとりながら、また独自の考えも入れながら取り組んでいただければというふうに思います。

ちょっと別の観点からなんですけれども、学習指導要領では道德教育の充実を図るため、校長の方針のもとに道德教育推進教師を置き、全体計画と道德の時間の年間指導計画を作成することとなっておりますけれども、阿波市の学校においては今どのような状況でしょうか。また、教材の充実も現場の先生方にとっては非常に重要な要素だと思いますが、道德教材の充実についてはどのように考えておられるのでしょうか。あわせて伺いをいたします。

（19番 稲岡正一君 出席 午後2時02分）

○議長（出口治男君） 坂東教育長。

○教育長（坂東英司君） 正木議員の再問、道德教育の充実を図るため、校長の方針のもとに道德教育推進の教師を置き、全体計画と道德の時間の年間指導計画を作成することになっているが、阿波市の学校においては今どのような状況でしょうかについてお答えいたします。

阿波市の学校には、道德教育推進教師を1名位置づけております。道德教育推進教師を中心として道德の時間の年間指導計画の策定と計画的な推進、さらに指導に際しては全教師が協力し合う環境をつくるなど、その指導体制を充実するよう努めております。また、道德の時間と各教科領域の活動との連携を重視した道德教育全体計画を策定し、これによって全教育活動を通して道德性を育む教育活動に組織的、計画的に取り組んでおります。

次に、具体的な道德の時間の取り組み、教材等についての状況を申し上げます。

市内各学校におきましては、徳島県版の道徳の副読本や「子どもたちに伝えたい徳島、郷土の偉人、人生の開拓者に学ぶ」という道徳の教材を使用しております。これには郷土を愛する心、育む教材として、賀川豊彦、鳥居龍蔵など10名の徳島の偉人が紹介されており、その中には地元吉野町出身で映画の字幕作成で活躍され、字幕の達人と言われた姫田嘉男さんも紹介されております。そのほか文部省教材、心のノートがあります。こうした副読本、教材、資料を使った道徳の授業を各校とも年間35時間計画実施をいたしております。

道徳の授業以外に総合的な学習の時間や特別活動、ボランティア活動、野菜づくり、米づくり、菊づくり、高齢者施設でのお年寄りとの交流など、さまざまな体験活動を積極的に取り入れ、地域との連携を図りつつ学習を展開しております。また、平成23年度からは小学校3年生が柿原堰、宮川内ダム、切幡、善入寺島、土柱などの阿波市の名所旧跡めぐりを実施しております。こうした学習による自然や人々との触れ合いを通して、伝統と文化を尊重する心や勤労の大切さ、豊かな感性や人間としての生き方、優しさ、温かさなど、内面に根差した道徳性の育成を目指しております。さらに、世界や日本の偉人の伝記を読書や読み聞かせ、ビデオ視聴などにより主人公の生き方を間接的に体験させることによって、社会に貢献することの気高さ、美しさ、信念を持って生きること、努力することの大切さを知らせ、道徳性の向上及び豊かな人間性を育成する取り組みもなされております。

以上述べましたように、各学校におきましては多様な活動、教材を活用してそれぞれに創意工夫し、学校の教育活動全体を通じて道徳教育を推進しております。教育委員会といたしましては、各学校における道徳教育の充実強化の観点から、多様な活動、教材を認めつつ、その内容や活用方策の一層の充実を図るべく、しっかりと支援をしてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（出口治男君） 正木文男君。

○6番（正木文男君） 教育長からは道徳教育の推進という中で年間指導計画等、教材も踏まえながら取り組んでいく方向を今お示しをさせていただいたわけなんですね。この各教科、道徳特別活動というんじゃなくて、教科化となるということ、今までは35時間あったとしてもやはりほかの教科と比べると下位の序列になっておったわけですね。確実なこなしができておらなかった、これは現実の話なんですね。しかしながら、教科となったと



扇としての本来の機能ができるわけです。そのかなめの部分というのが私は道徳心、人間力だと思うんですね。そのかなめのところがしっかりしておらなければ扇子というのはばらばらになってしまいます。そういう例えでわかっていただけるかどうかなんですけれども、やはり国というものを考えたときに私どもは立派な人間を育てていく、それが我々先人の努めであるというふうに思います。その分野の中で教育に携わる先生方は、親も一緒ですけれども、よろしくお願ひしたいということをお願いして、質問を終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（出口治男君） 6番正木文男君の一般質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午後2時10分 休憩

午後2時22分 再開

○議長（出口治男君） 引き続き会議を開きます。

先ほどの正木文男議員の発言の中で不適切な発言があったと思われるので、後刻会議録を調査の上処置いたします。

14番池光正男君の一般質問を許可いたします。

14番池光正男君。

○14番（池光正男君） 議長のほうから指名がございましたので、私の一般質問を始めます。

1番、ごみ行政について。2番目に自然災害について。3番目に尾開奈良坂切幡線について。4点目に学校教育においてと、4点を質問をいたします。

ごみ問題についてです。

この問題に対して人々の考えは多種多様だと言えます。ごみに関しては、人々の生活そのものであるという性格上、一筋縄でくくれるような簡単な課題ではないと言えます。人々の生活環境やそれぞれの土地や地域間で随分違いがあります。また、経済状況や物に対する価値観、社会のあり方への考え方などがその時代の変化も反映しながらその時々に対応に大きな影響を与えるという特徴を持っています。ごみ問題は人々の命、そして環境を守る観点から考えていかなければならない重要なテーマだということはいつの時代も変わらないのではないかと思います。

さて、質問ですけれども、1点目のごみ減量化をするための取り組みについて、分別な

ど。2点目に、阿波市において現状と今後の課題。3番目に、山間において高齢者が処理できない場合、収集方法などをどうされるか。これについて答弁をしていただきたいと思  
います。

○議長（出口治男君） 石川市民部長。

○市民部長（石川春義君） 池光議員の一般質問にお答えいたします。

ごみ行政についてで、1点目のごみの減量化をするための取り組みについて。それか  
ら、2点目の阿波市において現状と今後の課題。3点目も一緒に行きましょうか、3点目  
も。

（14番池光正男君「3点目は一番後でいいです」と呼ぶ）

それでは、1点目のごみ減量化するための取り組みと分別などということでございま  
す。

阿波市の家庭から排出されるごみについては、ごみカレンダーに基づいて区分として可  
燃ごみ、瓶類破砕ごみ、缶類、ペットボトルを収集しております。また、毎月1回日曜  
日、吉野町については金曜日と聞いておりますが、粗大ごみ、資源ごみの回収日として各  
リサイクルセンターにて自己搬入していただいております。

ごみの減量化には、物を大切に使う、過剰な包装を断るなど、市民の意識改革も不可欠  
だと考えております。そのため、今すぐにできる小さなことと言えば、例えば生ごみの水  
切りの励行などを実行する、リサイクルできるものは積極的にリサイクルしていただき  
たいと考えております。家庭ごみの大部分は生ごみでありますので、この生ごみの水切りを  
していただくだけでも十分ごみ減量はできると考えております。そのため、ケーブルテレ  
ビや市の広報紙等により市民の皆様に普及啓発活動を十分に行い、さらなるごみの減  
量化を協力していただけるよう努力してまいりたいと考えております。

次に2点目で、阿波市においての現状と今後の課題ということでございますが、阿波市  
においての現状と今後の課題で言いますと、現状としましては阿波市ごみステーションを  
見てみますと市民の皆さんのご協力によりおおむね良好に管理されていることに感謝申  
し上げるところでございます。ただ、一部のごみステーションにおいては各ごみ品目の収集  
日の間違いや排出時間を守らない、またごみステーションで収集できないごみを出すな  
どのステーションがあります。そういったステーションでは収集できないごみにバツシール  
を張り、収集できないことを周知しており、正しい方法によりごみ出しをしていただくよ  
うお願いしているところでございます。これはやっぱりマナーの問題だろうと考えており

ます。収集時には収集ごみができませので、ごみステーション周辺の市民の皆様には非常にご迷惑をかけている状況でございます。今後といたしましても市民の皆様方にこれまで以上にごみ出しの説明等の周知徹底し、ケーブルテレビや市の広報紙での啓発を行うとともに、さらにはごみの減量化についても市民の皆様にご意識改革をしてくださるよう努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（出口治男君） 池光正男君。

○14番（池光正男君） 今部長のほうから答弁がございました。ごみを出す人たちについて言えば、焼却やごみの分別、施設、最終処分場など、ごみ処理施設周辺に住む住民は別として、多かれ少なかれごみが目の前から消えてなくなればいいと考える傾向が強いかもしれません。分別をそれなりにきちんと行い、ごみ問題にある一定の関心を持っている住民でも、分別されたごみがどこへどういうふうに移され再資源化されているか、知らないことも多分にあるのではないかと思います。行政から正確なこういった、今広報を使って知らせるということでもありますから、情報がそういうふうにならない限り問題が多く残ると思うんです。この情報については市民に対してどう知らせるかということは日常的にやられているということで、もうそれはそれ以外にないかと思います。ごみに対しても市民に十分理解できるようにこれからも努めてもらいたいと思います。

3点目の質問の答えをお願いいたします。

○議長（出口治男君） 石川市民部長。

○市民部長（石川春義君） 3点目の山間において高齢者が処理できない場合、収集方法をどうなされるのかでございますが、阿波市のごみステーション設置数は平成25年8月末現在阿波市全体で677カ所ございます。内訳といたしましては、吉野町地区が220カ所、土成町地区が128カ所、市場町地区が184カ所、阿波町地区は145カ所でございます。本市が採用しているのはステーション方式でございます。このステーション方式につきましては、地域の収集する戸数がある程度まとめて決められた場所でごみを収集する方式でございます。

ご質問の山間部においてのごみの収集で高齢者が処理できない場合、収集をどうするかというご質問でございますが、現在新規にごみステーションを設置できる設置要件といたしましては、収集する地域に約5戸以上ある場合に限り申請していただければ現地を確認し、問題なければ設置できることとしています。ただ、山間部においては、道路の状況に

よりじんかい車が通行や転回ができない場所もあります。その場合はステーションの設置希望場所でない場所での収集をお願いすることとなると思われます。また、ごみ出しが困難な高齢者世帯については、近隣の方のご協力によりごみ出しをしているのが現状と思われます。山間部では家が離れていることや少子・高齢化に伴い核家族によりお年寄りの方が山のほうに住んでいると思いますが、ごみ出しが困難な状況であることは理解しているところでございます。山間部におけるごみ収集については、高齢者や障害者世帯、道路形態により粗大ごみや家庭ごみをごみステーションまで持ち出しが困難な方につきましては、本来であればご近所の方にご協力をいただいて支え合っていただいて、地域の中で解決していただくのが一番望ましいと考えておりますが、そのような方法でも難しいというケースについては、市としても何らかのサポートが必要ではないかと考えております。

今後こういった高齢者や障害者世帯が増えてくることでサービス地域を山間部地域に限定させていただき、希望される方の申請により申し込みをしていただきまして、担当課で審査を行い、既存のごみステーション及び現地の確認等をいたしましてごみの収集ができればと考えております。現在の収集体制と職員等に影響が出ないように、収集体系も検討してまいりたいと考えておりますので、以上よろしく願いいたします。

答弁とさせていただきます。

○議長（出口治男君） 池光正男君。

○14番（池光正男君） 答弁がございました。処理ができない高齢者がステーションまでよう持っていかない場合は、行政が一軒一軒回って回収していくことはできないと思いますが、各自治会の人たちに協力も呼びかけるなり、方法を考えていかなければならないと思います。助け合いの精神、ボランティア活動などが求められているのではないかと思います。

また、この生ごみは水分を一番含むものであり、一番火力を必要とするものであり、この処理を堆肥化なり方法を考えていけば燃料費が安くつくのではないかと思います。将来そういった面で生ごみのことも考えられたら、処理方法を考えられたらよいと思います。これは私提案しておきたいと思います。

それと、このごみの問題に対しましては、住民の皆さん方から、まぜればごみ、分ければ資源とか、資源化のためにきちんと分別をなどとうるさく言わなければならないという気持ちを抱いている人たちが少なからずいることも事実です。一方で、地球規模を含めた環境問題を踏まえ、みずからはごみの手元分別を細かくきちんと行っている、生ごみは

自家処理している、あるいは焼却炉のごみ処理施設周辺に住んでいてごみ問題は環境問題として真剣に考えるのは当然のことなどと、大きな関心を持って積極的に行動している人たちも少なくありません。しかし、そういった人たちの中からもごみを、今部長のほうから答弁がありましたけれども、きちんと分別をしない、ごみ出しのルールを守らない住民に対して行政が厳しく住民の行動を監視しないのが市民の中から問題だと、こういうことで言われる方もおられます。

本来ごみとはどういうものかといえば、大半が粗大ごみにしても大企業がつくっている、いわゆるテレビであれ冷蔵庫であれ、電気製品と言われるものは大企業がつくられております。また、タイヤやプラスチック類、ビニール類も同じことが言えます。今の政府はごみは衛生上燃やすのが一番とか、最終処分場の確保がだんだん困難になってきている、焼却灰を燃やして減量すれば処分場をさらに延命できるとか、資源を無駄にしないためにリサイクルを推進すべきなどと、大量生産、大量消費、大量廃棄、大量リサイクルという大量処理の従来型の政策を変えずにそのまま交付金を使って、自治体を誘導しながら推し進めてきているのが現状でないかなと思います。そして、企業は本来みずからの利益を最大限確保するために国や政治に圧力をかけたりしている場面もあります。しかし、ヨーロッパでは当たり前のルールとなっている拡大生産責任の制度化にやっております。しかし、日本はこれに逆行しているようなことをしているようであります。その上、焼却埋め立てリサイクル施設建設や運営、さらにはごみの収集、運搬などに対する廃棄物関連の産業での利益拡大を図るために国や自治体に莫大な税金投入をさせようと、あの手この手でやってきているのが今の現状でなかろうかと思います。将来ごみ問題が引き起こすことであろう環境、命、資源問題という人々や生物の生存にかかわるごみ問題の危険な本質を見据えるという観点が少しもないように思います。私たちが求められているのはこのような本質問題を見据えながら現実のごみ問題に取り組んでいくことが必要だと思います。

ごみ問題は出たごみをどう処理するのかという考え方では絶対に解決ができないこと。2点目には、問題解決の根本はいかにごみを出さないようにするかであり、そのための社会の仕組みをつくっていくことが今求められているように思います。今先ほども申しましたヨーロッパのほうでは、拡大生産責任ということでこういうことが法律化されておるようです。製品に対する生産者の責任を廃棄処分の段階まで拡大する考え方、これはOECD、経済協力開発機構が提唱した概念。具体的にはこれまでの行政が負担していた使用済み製品の処理、回収、廃棄やリサイクルなどに係る費用を生産者に負担させるということ

であります。そのことが生産者に処理費用を下げようとするインセンティブとなり、過剰包装の排除やリサイクルしやすい製品や廃棄処理の容易な製品などへの移行が進み、結果的に環境的側面を配慮した製品の設計や廃棄物処理の社会的コストの低減が図られることが目的とされてこういうふうに出されているわけであります。

しかし、日本でも循環型社会形成推進法というのがつくられました。しかし、この廃棄物循環における最大の問題であるごみをもとでどうしてなくしていくか、減らしていくか、ごみをつくらないために使い捨てから繰り返し利用、使用するためにどうしたらよいかという基本的な取り組み、整備が、法律が制定されてからもう既に13年になりますが、いまだに進んでいないのが現状です。これは今言った生産者が責任を持って全て回収して処理をするという、そういった法律をつくらないからこんないい法律でも役に立たないような状況でなかろうかと思えます。2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指すという地球温暖化、もう今問題になっておりますけれども、この対策の目標や生物多様性に関する世界目標に貢献するとともに、念頭に低炭素社会づくり、自然共生社会づくりとの統合的取り組みを進めると、こういうような国も進めているようではありますが、こういったことを地方も一丸となってこういったごみ問題を解決できるように、そういうふうな社会づくりをしていただきたいと思います。

続きまして、この問題はそれで置いておきます、2点目の自然災害がいつ起きるか予測できない、近年温暖化が進む中、日本中危機にさらされているが、対策はということで、防災についてはマニュアルに沿った形で計画されていると思うがどうか。2点目に、安心・安全なまちづくりをするためにどう取り組みをされるか。3点目に、防災についての市民の呼びかけまたは認識をどう深めるかということについて答弁をしていただきたいと思います。

災害もいつ起きるかわからない、予測の立たないものがあります。最近にも千葉、埼玉、栃木に起こった竜巻、大きな被害がありました。こういったことで尊い人命が奪われる。防御のない事態になっているのもご承知のとおりだと思います。地球の温暖化によるものと推測されます。それと同時に、風水害、大雨によるもの、台風によるもの、どれにとっても現在深刻な問題とされます。今年は雨も少なく、西日本では日照りにより農作物に影響があったように思われますが、油断はできません。9月から10月になりますと大雨や台風には要注意であります。日本列島大雨に見舞われ、多いところでは1時間に100ミリを超える観測にないような大雨になった地域もあります。1時間に半年分が一発に

降るんですから洪水になるのも当たり前と考えます。地震対策にも追われているのも実態でなかろうかと思います。そういうことで、今申し上げました中での答弁をお願いいたします。

○議長（出口治男君） 井内総務部長。

○総務部長（井内俊助君） 池光議員のご質問2項目めでございます。自然災害がいつ起きるか予測できない、近年温暖化が進む中、日本中危険にさらされているが、その対策はについてお答えいたします。

1点目は、防災についてはマニュアルに沿った形で計画されていると思うが、風水害や地震等に対する体制はどうかということでございます。

現在、本市の防災対策につきましては、災害対策を総合的に定めた地域防災計画に基づき、風水害や地震など災害種別ごとに対応をしているところでございます。台風による大雨等の水防体制につきましては、水防本部を本庁に設置し、本庁及び各所には地元を熟知している旧町の職員を配置する、現地対策本部を設置して対応をいたしております。現地対策本部には現地対策本部長を置き、樋門担当職員、連絡班、情報収集班、警備班、土のう管理班、避難所運営班を配置し、対応をいたしております。本年度からは台風等の接近による初期対応について情報共有を図るため、事前の水防対策会議に消防団長に参画していただき、消防団長から各方面団長へ、各方面団長から各分団長へ迅速に指揮伝達ができる体制を整えました。また、水防本部において災害対策本部を設置した場合には、徳島中央広域連合消防本部より災害対策本部へ職員を派遣していただき、消防本部や各消防署との連携を図る体制にもいたしております。地震、その他の災害に対しましては、災害対策本部を設置して対応することとなっております。この災害対策本部には、災対会計部、災対総務部、災対市民部、災対企画部、災対福祉部、災対産業部、災対建設部、災対水道部、災対教育部、災対協力部を設置し、課ごとに事務分掌を定め、全庁体制で対応することとなっております。

次に、2点目の安心・安全なまちづくりを進めるためにどう取り組みを進めるかについてでございます。

さきの答弁でも申し上げましたが、本市の防災対策につきましては、災害対策を総合的に定めた阿波市地域防災計画に基づきまして対応をいたしているところですが、平成23年3月11日に発生した東日本大震災による課題、教訓を受け、国は災害対策基本法を段階的に改正を行い、これに準じて中央防災会議で防災基本計画が見直されました。

また、今年の5月に国が南海トラフ沿いで起きる巨大地震の発生確率について新たな長期評価を公表いたしました。それによると、今後30年以内にマグニチュード8以上の地震が起きる確率は60から70%という極めて高い発生確率になっております。巨大地震はいつ起きてもおかしくない状況です。さらに、7月には県が県内市町村別の南海トラフ巨大地震想定第1次を公表いたしました。それによると、本市においては最大震度6強の揺れが想定され、津波の影響は少ないものの、吉野川沿い液状化の危険度が高いと想定されており、被害としては建物全壊が1,600棟、死者が100人と想定されております。

また、現在中央構造線活断層帯がクローズアップされ、本市を横断しております。今後30年以内の発生確率はほぼ0から0.3%、極めて低い確率ではありますが、地震はいつ起きるかわかりません。このようなことから、現在地域防災計画の見直しを行っているところでございます。市民の安心・安全のため、本市の特性を踏まえた地域防災計画を策定したいと考えております。

地震、風水害など災害種別に十分に議論を重ね、よりよい計画となるよう進めていきたいという考えでおります。計画につきましては、より実効性を高めるため災害対策本部マニュアル、避難所運営マニュアル、職員初動マニュアルをあわせて作成したいと考えております。また、現在実施しております木造住宅耐震診断事業、耐震改修支援事業や住まいの安全・安心なリフォーム支援事業を引き続き積極的に進めていくほか、自主防災組織の結成率の向上にも努めてまいります。特に、今年度から小学校区での自主防災組織連合会の設立を図っていきたくと考えております。自主防災組織に対しましては本年度倒壊家屋からの救出の一助として手軽で有効なテコバールの配布をすることにいたしております。

また、大災害時には被災者のための応急対策が重要となります。飲料水や食料品、生活必需品や燃料などの確保のほか、電気、水道の復旧といったことが被災時には重要であり、いち早く対応する必要がございます。こういったことから、大規模な災害に備えて避難所などでの生活に必要な物資の備蓄を平成24年度から26年度までの3カ年計画で行っております。そのほか大災害時の水道の給水、電力などの供給の停止に備えて飲料水などの確保や連絡設備の円滑な復旧を図るため、民間企業などと積極的に災害協定を結んでおります。現在食料品や飲料水等の提供に関する協定を3企業と締結をいたしております。さらに、この9月1日には旧国名を自治体名に持つ摂津市など9市町と地震などの災害に物資や人員を相互に支援する全国伝統地名旧国名市町災害時相互支援に関する協定を

締結いたしました。本市にとって県外の自治体と防災協定を締結するのは初めてのことであり、広範囲の自治体と協力体制を整え、大規模災害に備えることは非常に意義があると考えております。また、現在市民の方から生活用水として井戸水を提供していただくため、災害時協力井戸の登録手続を行っているところでもございます。

次に、3点目の防災についての市民への呼びかけ、または認識をどう深めるかというところでございます。

市民への呼びかけにつきましては、風水害につきましてはケーブルテレビ設備の音声告知や屋外拡声器で情報伝達を行っているところでございます。また、大地震や津波、武力攻撃などの情報につきましては、全国瞬時警報システム J - A L E R T を利用して気象庁や内閣官房からの情報を受信し、防災行政無線を使って音声告知機や屋外拡声器からの周知をしているところでございます。現在職員が手動で放送していますが、このことを解消するため、本年度受信機を音声告知機や屋外拡声器に自動的に流すために必要な自動送出システムを整備中であり、来年4月より国の情報が瞬時に市民に伝わるようになります。

一方で、近年局地的な豪雨や竜巻等異常気象による災害が多発しており、いつどこで発生するか予測が困難なため、市民への周知について素早い対応が難しい状況にもございます。そのようなことから、このような災害に対しましてはテレビやラジオなどのマスメディアから警報や注意報が発表されていないか、また周囲の状況の変化に注意を払っていただき、天気の変化に備えるため常日ごろから身を守る行動を個人レベルで考えておくことが重要であると考えております。そのため、自主防災組織の訓練時や広報などを通して常日ごろから防災意識の高揚が図れるよう推進していきたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（出口治男君） 池光正男君。

○14番（池光正男君） まさに備えあれば憂いがないということではなかろうかと思えます。いつどこで何が起こるか分からない、こういったような時節柄にあらうかと思えます。この問題につきましては、ほかの議員も毎回質問もされております。市民が非常に心配されているのも現状でなかろうかと思えます。答弁もありましたが、防災基本計画の見直しも図るということですが、市民と密着した意見も参考に取り入れることも要されると思えます。その中で、自主防災、すなわち各自治会から要望、要請があればいつでも防災訓練に応じてもらえるということも実施しているということも承知しております。実施し

ている地区もあるようですけれども、地区によっては高齢者が多くて実施ができているところもできていないところもあります。マニュアルに沿ったことで取り組みをするという答弁もありましたけれども、安心・安全なまちづくりのための計画もされているようですが、なお一層の努力を払っていただきたいと思います。市民の認識としては広報、ケーブルなどで知らせるということでありますけれども、まだまだそれだけでは十分とは言えないと思います。これについても市民からの多くの要望、意見も聞く必要があるかと思えます。そういうことで、災害時に備えておく、これが一番だろうと私も思いますので、こういったことで防災については全力を尽くしていただきたいと思います。

次の質問に入ります。

3点目の尾開奈良坂線についてですけれども、新庁舎への路線として西方面から通行するに非常に重要な線でないかと思えます。私も中学校のときから今もよく通行しております。この道路については昔からかわりばえのしないそのまま、狭くなっている箇所が多く、対向するにも不便を感じている一人ですが、そういった意見は市民からも多く聞かれます。交通便からいってもそのままでは許されないのではないかと感じております。これについての計画があればまた考えを聞かせてほしいと思えます。

○議長（出口治男君） 田村建設部長。

○建設部長（田村 豊君） 池光議員の一般質問にお答えをいたします。

3点目の尾開奈良坂切幡線についてということで、新庁舎が建設される中、この線は非常に重要道路となるが、どのようにされるのか、計画があればというご質問でございます。

答弁の中で、路線名につきましては奈良坂古田線ということでお答えをさせていただきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

市道奈良坂古田線につきましては、県道津田川島線と県道船戸切幡上板線を東西に結ぶ幹線であります。特に、朝夕の通勤通学時間帯には多くの市民の方が利用している重要路線でもあります。この道路沿線の市場町切幡、古田地区には現在新庁舎が建設中でありま。完成すれば今以上に多くの車両等の通行が予想される場所です。現在本路線は国の補助を受けて県道船戸切幡上板線交差点から西へ向かっての760メートル区間について、平成21年度に事業計画を行い、新庁舎完成に合わせるべく改良工事を実施しているところでありま。しかし、改良工事計画区間から奈良坂までの県道津田川島線までの間は、市場中学校北側など一部改良工事が完了している区間もあありますが、大半が狭隘区間

であり、通学自転車、車両等の通行にも苦慮している現状がございます。新庁舎が完成すれば本路線においては多くの市民の方が利用する重要道路でもあります。現在の狹隘区間については早期に現地調査等を実施し、地権者の協力もいただきながら一日でも早く本路線の狹隘区間の解消を図れるよう努力をしてまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（出口治男君） 池光正男君。

○14番（池光正男君） この路線についての一日も早い拡張に手をつけていただきたいと思えます。この問題についても市長にもこの路線については通られて承知しておられると思うんですけれども、非常に新庁舎ができよう西のほうとしては大変重要な道路でなからうかと思えますので、市長の見解もお聞きをしておきたいと思えます。

○議長（出口治男君） 野崎市長。

○市長（野崎國勝君） 池光議員の再問で、どうもタイトルが尾開奈良坂切幡線、実はこの名前、私知りませんでした。奈良坂古田線という言葉で今まで使っておりました。

再問の冒頭でこの地域の道路、昔からかわりばえのしない道というんですかね、私も実は庁舎、今の庁舎ですね、古田の庁舎を決定するまでにあの地域本当に何回、何十回と歩きました。一番のやっぱり課題になったのは、本当に池光議員が言われるように、昔からかわりばえのしない、市場中学校の裏の道路ですかね、奈良坂から古田までの道、実はあれが一番いまだに頭に残ってます。庁舎建設の都合ではないんですが、古田の交差点から給食センターまではたしか22年の地元説明会のときには、たしか5メートルの道というようなことで地元説明会をしたように記憶してます。その後、庁舎の建設地が決まりました、庁舎あるいは交流防災施設、給食センターの前は2車線で自歩道をつける計画に変更いたしております。それから、あと西へ向けて、あれ何とかという交差点ですね、市場中学のちょっと東側の交差点があるんですが、あそこまではあれは5メートルの道で現在計画してます。ただ、問題は奈良坂から津田川島線、もう少し詳しく言ったら下喜来橋の間ですかね、津田川島線。これ県道でございまして、本当に住宅が密集してて、これ恐らくまず手がつけられないであろうと考えてます。となりますと、やはり今の庁舎への利便性というんですかね、阿讃山麓付近の阿波の市民、それから大俣地区になりますかね、大俣地区あるいは阿波の下喜来地区も含めて、このあたりの市民の方が庁舎へ来るには非常に不便を囲うであろうと考えます。かようなことから、奈良坂から津田川までの川島線ですかね、これについては早急に庁内あるいは議員の皆様あるいは地権者の皆様のご理解を得

ながら、早急にバイパス工事をやらなきゃいかんのではないかと思ってます。その節には大至急とにかくこれも計画にかかろうと思しますので、何分議会の皆様のご理解賜りますよう切にお願いいたしたいと思えます。

以上でございます。

○議長（出口治男君） 池光正男君。

○14番（池光正男君） 私もあの土地関係者からも道路を広げるんならいつでも協力するぞということも聞いておりますし、非常にありがたいことだと思えます。一日も早い道路整備をやってもらいたいと思えますのと、地元や市民に不便をかけないように、この線は非常に重要な路線であろうかと思えますし、今市長も申された、とにかく一日も早うやってください。これを要望しておきたいと思えます。

次の質問でございますけれども、4点目の学校教育においていじめ根絶のためにどう取り組みをされるかということで、新たに坂東教育長が就任されました。阿波市全体の教育者として全力を挙げていただきたいと思えます。

1つ目には、学校教育についての基本的な教育長のお考えを、また方針について所信をお聞きしたいと思えます。

2点目に、いじめ問題について。これは各地で起きているいじめや学校での体罰は子どもたちを深く傷つける中、滋賀県大津市、昨年ですか、また大阪市の桜宮高校などでいじめ、体罰を苦しめた中高生の痛ましい自殺が相次ぎ、大きな社会問題として取り上げられております。次から次と形を変えたことで起こっているが、阿波市においてはどういう現状にあるのか。また、いじめをなくすためにどういう取り組みをされているのか、答弁をしていただきたいと思えます。

○議長（出口治男君） 坂東教育長。

○教育長（坂東英司君） 池光議員の一般質問、学校においていじめ根絶のためにどう取り組みをされているのか、その中の1項目、新たに教育長が就任されたが、学校教育について基本的な考えはについて答弁させていただきます。

私は、教育は人づくりの根幹にかかわる極めて重要なものであると考えております。阿波市、そして日本の未来はまさに無限の可能性を秘めた子どもたちにかかっていると思えます。その子どもたちを預かる教育委員会の教育長として、その職責の重大さを痛感している日々でございます。

さて、阿波市では平成23年3月に未来をつくる力、たくましく生きる力、郷土を愛す

る力の3つを教育理念とする第1次教育振興計画を策定いたしております。この理念を基盤にした人が輝く、自然が輝く、まちが輝く、未来が輝く阿波市の人づくりプランとの基本目標のもと、教育行政が進められております。私はこの教育理念、教育目標の実施に向け、なお一層の阿波市の教育行政を推進してまいりたいと考えております。

議員ご質問の学校教育についての基本的な考え方といたしましては、私は阿波市の子どもたち一人一人が輝く園・学校、子どもたち一人一人が大切にされる園・学校、子どもたちが毎日喜んでくる園・学校づくりを目指したいと思っております。その園・学校教育におきましては、生きる力の育成を基本にした教育を推進したいと考えております。生きる力とは、確かな学力と豊かな人間性、そしてたくましく生きる健康や体力の3つがバランスよくとれたものであります。いわゆる知、徳、体のことであります。この生きる力育成のための環境づくりを阿波市教育委員会として次の8つの主要施策を推進したいと思っております。

まず、1点目は学校施設の整備、2点目は生きる力の育成を重視した教育内容の充実、3点目は家庭や地域との連携、4点目は心の問題への対応、5点目は特別支援教育の充実、6点目は安全対策の教科、7点目は学校給食体制の充実、8点目は高等学校との連携強化でございます。以上8点の施策について積極的に取り組んでまいりたいと思います。

今後とも関係各位の皆様のご支援をいただきながら、阿波市の子どもたちの健やかな成長のために力いっぱい努力する所存でございます。どうぞよろしく願いいたします。

続きまして、2点目、いじめ問題については、次から次と形を変えたことで起こっているが、阿波市においてはどのような状況にあるのか。また、いじめ根絶のためにどういう取り組みをされているのかについて答弁させていただきます。

阿波市教育委員会では、いじめは絶対に許さないという考えに立ち、またいじめは全ての学校で起こり得るものという認識でその対策に学校や家庭、地域、関係機関と連携しながら全力を挙げて取り組んでおります。阿波市の昨年度の小・中学校におけるいじめの調査では、小学校で12件、中学校で3件、合計15件のいじめの報告があり、今年度も数件の報告が上がっております。その実態といたしましては、無視、からかい、仲間外し、落書きなどといった精神的、心理的苦痛を伴うものや、暴力や金品の要求、さらに携帯電話のメールのやりとりの中で起こり得るもの、多種多様なものとなっております。各学校においては、いじめの根絶に向け定期的なアンケートや面接などの調査、日記や子どもの言動を注意深く観察しながらいじめの早期発見に努めております。さらに、児童・生徒

に、いじめは人権侵害であり、絶対に許されるものではないということを理解、認識させるとともに、日ごろの授業や学校教育全体を通じて生命の尊重と道徳心を養い、人権意識の高揚を図っております。

いじめの事実があると思われるときには詳しく調査を行い、直接当事者を指導したり、関係機関と連携をしたりしながら、学校長を中心に問題解決に当たっております。教育委員会といたしましても、報告のあったものについてはきめ細かく事情を聞き、学校とともに解決に取り組んでおります。そして、そのほとんどが解決または解決の方向に向かっていく状況でございます。さらに、校長会などを通して各学校に対しいじめの予防、早期発見、早期解決に保護者や関係機関と連携し、徹底した取り組みに努めるよう指導、支援をしているところでございます。

ご存じのように、一昨年に起こった大津市のいじめ自殺問題をきっかけに、いじめ防止とその対策が大きな課題となり、本年6月にいじめ防止対策推進法が公布されました。同法は、学校や教育委員会の対応に際してガイドライン的役割を果たす一方で、各学校に専門家や警察との連携を求めるなど、学校が多くの責任や義務を負う仕組みにもなっております。

阿波市教育委員会といたしましては、教職員一人一人がこの法の意義を理解し、いじめ防止対策への共通認識を図るとともに、各学校においてあらゆる教育活動を通じていじめの未然防止、早期発見、早期解決に向けた取り組みが一層推進されるよう支援してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（出口治男君） 池光正男君。

○14番（池光正男君） 教育長からは丁寧な答弁がございました。そういうことで、いじめ根絶のために今後も努力をしていただきたいと思います。

そして、これは私どもの、これ秋田県でこういうこと、いじめの問題で共産党が提案で各懇談会を重ねて、教職員組合と学校の県教育委員会や地方の市町村の教育委員会と懇談を重ねて、そういういじめ根絶のための提案をして活動しております。その中で、今教育長が答弁した中で、このいじめの問題というのはもうどうということがやられているかといいますと、悪口や文句ですか、それから仲間外れ、集団による無視をすとか、遊ぶふりしてしばいたり蹴られたりと、そういうような金品を要求されたり盗難に遭ったり、嫌な恥ずかしいこととか危険なことをさされたり、パソコンや携帯電話で誹謗中傷をやらされ

たりとかやられたりとか、そういうどこを見ても形がよく似ております。その中で、これ市町村の懇談会の中で教育委員会等を持ちまして、その各教育委員会では、これは秋田県の問題ですけれども、総合教育センター作成のリーフレット「秋田県の子どもをいじめから守るために」をベースに、地域や学校の特徴を反映していじめ対策を立てていることがそういう中でわかりました。このいじめゼロを目指す学校の努力ということで、懇談で出されたいじめに対する教育委員会や学校の取り組みの一端を紹介しておきたいと思えます。

小・中学校の連携を強め、いじめゼロを実現したいと。地域での携帯電話やメールによるいじめなどを把握するのは大変だと、こういうこともあります。いじめ問題の対処では教師や保護者が加害者を一方的に悪者扱いにして追い込んでしまわないようにしていると。子どもは大人の縮図だ。おおむね子どもたちは素直だが、叱るとしょげてしまう子が多く対応が難しいとか、いじめ問題になる前の対応が大事だと。教員をふやしても非常勤務職員では負担軽減にならない。教員がゆとりを持って子どもたちに対処できないといじめはなくなるのではないのかとか、3回アンケート調査を実施し、カウンセラーを活用している。教職員は子どもの問題を一人で抱えないで、全体の問題として取り組むことを強調している。教職員の信頼関係が大事だとか、児童会が仲よしプロジェクトを企画して、いじめ問題に取り組んでいる。いじめは小さなことから大きく広がってしまうので、いじめの芽を出さないよう土壌づくりをしている。低学年ではテレビなどの影響で意味がよくわからないまま相手が嫌がる言葉を使っていることがあるので、相手が嫌だと感じる言葉を使わないように指導しているとか、職員会議の前に気になる子どもの報告やテーマを絞った論議を行い、情報を共用している。問題のある子どもに対する接し方ができるようになったとか、日常的に子どもをしっかり見ていること、話しやすい環境とアンケートなどで出されたどんな小さなことも丁寧に話を聞き、真摯に対応するようにしていると。社会や家庭環境などでさまざまな要因がいじめの原因となるので、気をつけてみると、こういうようなことで取り組んでいるようです。まさにそういった教育委員会や学校、また社会的なそういう人たちと協力してこういうふうないじめをなくしていく、そういうような取り組みも紹介されているようです。特に、こういった学校生活で日常的にいじめを感じている生徒たちも非常に多くいるのではないかと、こういうように思うわけです。ですから、今教育長が答弁がありましたように、根絶のために一層の努力を果たしていただきたいと思えます。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（出口治男君） 14番池光正男君の一般質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午後3時21分 休憩

午後3時35分 再開

○議長（出口治男君） 引き続き会議を開きます。

1番原田健資君の一般質問を許可いたします。

1番原田健資君。

○1番（原田健資君） 議長の許可を得ましたので、1番原田健資、一般質問を始めます。

今回川島、阿波川島ですね、川島につながるさぬき津田川島線について質問いたします。

さぬき市津田、津田の松原と海水浴で有名なところですけども、その国道11号線、高德線の踏切を南へ、山手へ入りますと、しばらく行きますと長尾街道、4車線のさぬき街道に出ます。バイパス的な高松まで4車線になってる道路ですけどね。美緑公園などありまして、その美緑公園のちょっと東のほうをさらに山の中へ入りますと、大川ダム、さらに山へ五明村、農協、郵便局があります。その郵便局からすぐ行きますと市場町大影の境目のイチョウ、大影小学校。さらに、日開谷へ沿って南へ、犬墓、上喜来橋、ゴム工場とか農免道路ですね、そこまで出てきます。さらに、津田川島線は市場の町筋、役場、支所ですね、そして鳴門池田線に出ます。阿波警察のちょっと東のほうですけども。阿波警察のちょっと東のほうへ南へ吉野川、千田橋……。

善入寺島を通過して川島潜水橋、192号線まで、これが今回質問する主要地方道津田川島線2号県道です。今回このうちの善入寺島内、千田橋から川島橋の間の改善についてご質問いたします。

この土手から土手までですけども、この間国有地になっております。田、畑、この中を通っているんですけども、この線、蛇のように蛇行したり、カーブの急なところもあります。また、歩道もありません。橋も古い形式の道のままでございます。この道、島の中を斜めに走っております。距離が稼げるルートであります。バイパスというんですかね、斜めに走ってますので早く行けるわけです。そこで、橋の2車線化、潜水橋ですね、

あるいはかさ上げ、お遍路さんなんか通って危険です。歩道をつける。島の中を高規格化、さらにスピードアップして安心・安全度を上げる。そして、さらに192号、鴨島徳島線、板野線、これらと連携を密接にして、大変便利なルートにしてほしいと。便利なルートなんですけども、もっともっと便利にしてほしいと。阿波町の中央道路ありますけども、それから近いし、JRの駅へも便利です。また、協同病院ができております。昔の療養所ですね、徳島病院。島の中は家もなく、平地で工事も簡単でやれるのではないかということです。ぜひ国や県に働きかけていただいて、近代的な安心できる道に欲しいと思っております。通勤通学、仕事の現場へなど行き来、行き帰りをよりよくスムーズになってほしいと思っております。通勤のしやすい、通勤圏の拡大するように、そういうような道づくりであってほしいと思います。

そこで、質問の第1と書いてありますけれども、さぬき津田川島線2号県道の高規格化、バイパス化について。1つは、さっきも言いましたけども、川島鴨島のJR、192号線、鴨島徳島線などとの連携を密にする。またそして、国、県へ働きかけてほしい。特に、善入寺島の中の改良、それを進めてほしいということを質問の第1としますので、ご答弁、部長、よろしく願いいたします。

○議長（出口治男君） 田村建設部長。

○建設部長（田村 豊君） 原田議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

1点目、さぬき津田川島線2号県道の高規格化、バイパス化についてということ、その1点目は、川島、鴨島のJR、192号国道、鴨島徳島線などとの連絡を密にすることについてということと、2点目、国、県への働きかけについて、3点目、善入寺島内の改良についてというご質問でございます。

それでは、1点目から答弁をさせていただきたいと思えます。

1点目、川島、鴨島のJR、192号国道、鴨島徳島線などとの連絡を密にすることについてということでございます。

主要地方道津田川島線につきましては、今議員もお話がありましたように、さぬき市津田町の国道11号交差点を起点といたしまして、吉野川市川島町の城山交差点を終点とする総延長33キロに及ぶ県道となっております。阿波市と吉野川市の間は善入寺島を挟み、千田橋、川島橋の2本の潜水橋を渡ることになります。善入寺島内の道路は現在もほとんど2車線に近い状態で整備がされていますが、潜水橋の部分については狭くなっております。

それで、ご質問の国道192号や徳島鴨島線との連携する道路の整備についてということでございます。このことにつきましては、県道津田川島線の終点付近となります川島潜水橋を渡りまして、吉野川南岸堤防の上を東へ新しく道路改良されております徳島鴨島線までの約800メートルの間でございます。この間は県道区間となっております。一部につきましては2車線化されておりますが、狭隘区間が多く、アクセス向上のためにもこの間につきましては県にも要望を行っていきたいというふうに考えております。

それと、2点目、国、県への働きかけということでございますけれども、この答えにつきましては、特定の箇所というのではなく、一般的にどのように取り組んでいるかというようなことについて答弁をさせていただきたいと思っております。

国や県管理の道路や河川整備については、市の要望を取りまとめ、整備工区など優先順位をつけ要望を行うとともに、政策的に重要な案件につきましては直接国土交通省や財務省、地方整備局及び知事への要望を行っております。また、知事との地域懇話会や市長会を通じ、継続的な要望活動に取り組んでいるところでございます。

続いて、3点目のご質問でございます。善入寺島内の改良についてということでございます。

これにつきましては、今ご質問の中で潜水橋の改良と善入寺島内の道路の改良ということでございます。善入寺島内にかかる潜水橋につきましては、昭和30年ごろに地域住民の移動のために河川流域内での整備が行われております。その後、通行者の安全上の問題もあり、転落防止のための車どめの修繕は行われておりますが、治水上の課題もあり、大幅な改修はされていない状況となっております。拡幅や、今議員ご質問にありました高上げ等、高上げというのはかさ上げ等の大規模な改修につきましては、先般県土整備局の吉野川庁舎の道路担当者ともお話をいたしました。県も維持管理に非常に苦慮している状況の中で大規模な改修はなかなか難しいんじゃないかというようなことでございます。

なお、善入寺島内の道路につきましては、ちょうど吉野川市の境界付近で少しカーブになって危険な箇所がございます。この箇所につきましては、局部改良等ができるのであれば局部改良等の要望も行ってまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（出口治男君） 原田健資君。

○1番（原田健資君） ありがとうございます。特に、潜水橋ですね、潜水橋の対向で待ち合わせしたり遠慮し合ったりして時間がかかったりして、面倒くさい道だということ

で敬遠する方も多いかもかもしれません。今後とも県のほうへ改良促進をぜひ要請していただき、いい道にさせていただきますようよろしくお願いします。お答えはいいと思いますので、これでもう全部言っていただいたと思いますので、次の項に移っていきたいと思います。

2番目の緊急地震速報 J－A L E R T を A C N 告知放送に直結伝達することについて。

1、現在の A C N による告知状況はどんなんですか。近い将来の改善策はあるのかということを質問したいと思いますけども、ちょっとどういうわけかといいますと、池に石を投げ入れますと、子どものころ遊んだりしたんですけれども、波ができて波が岸までずっと広がりまして、岸までたどり着くには時間がかかります。例えばはるか南の海ですね、室戸岬かどっか、大きな地殻変動がありますと地震が発生して津波が発生します。津波も地震も池の波紋のように伝わってくるわけですが、周りにね。地震は早く伝わります。津波はゆっくり徳島のほうに押し寄せてくるというか、向かってくるわけでございます。そのやってくるより早く、来よるよりも早く、津波よりも早く先に阿波市に来る前に早く知りたいわけでございます。南の海の現場地点で地震発生、大変動発生情報を同時というか、瞬時に起こったものを A C N 告知機で知ることができれば、市民に伝えることができますればこれはすごいことだと思います。南の沖の大地震発生情報を即やってくる前に市民に伝えることができるのでしょうかということですね。南の海の地震の巣というか、多く地震が発生するところに設置してある情報機器、 J－A L E R T というのがあって、役場の庁舎までは来ているそうです。その情報を A C N にも伝達、即伝達できたらいいなと思います。そういうわけで、さっきの質問の J－A L E R T を A C N 告知放送に直結することについての質問、現在の A C N の状況と近い将来の改善策、希望的なものがあるのかどうか知りたいということで、担当部長にご質問申し上げます。よろしくお願いします。

○議長（出口治男君） 井内総務部長。

○総務部長（井内俊助君） 原田議員のご質問2項目めの緊急地震速報 J－A L E R T を A C N 告知放送に直接伝達することについてというご質問にお答えをさせていただきます。

1点目に、 J－A L E R T による A C N による告知の状況はどうかということでございます。

全国瞬時警報システム J－A L E R T は、気象庁や内閣官房が流した大地震や津波、武力攻撃などの情報を地方自治体が受信し、防災行政無線などを使って瞬時に住民に伝える

システムであります。本市におきましては、平成22年度にJ-A L E R T受信機を整備いたしました。地震情報をケーブルテレビ設備の音声告知機や屋外拡声器に自動的に流すために必要な自動起動器等の自動放送システムにつきましては、現在のところ整備ができていないところでございます。したがって、J-A L E R Tの情報はその情報を受信後、職員が手動で放送して市民に伝えておりました。現状としては市民への情報提供にタイムラグが生じ、どうしても告知についてはおくれる状況でございます。先月でございましたが、8月8日に緊急地震速報が発表されました。この速報は誤報でございましたが、午後4時56分ごろに九州から関東にかけて震度4以上の揺れが起こると緊急地震速報が発表され、本市においてもJ-A L E R Tが受信した情報を音声告知端末及び屋外拡声器で放送しましたが、やはり情報受信から放送までに時間を要し、時間的なおくれを生じたところでございます。このため、この点に関しては早急な対応が必要と考えております。

次に、近い将来の改善策はあるのかという点でございます。

今年の5月に国の地震調査委員会が南海トラフで起きる巨大地震の発生確率について新たな長期評価を公表いたしました。それによると、今後30年以内にマグニチュード8以上の地震が起きる確率は60から70%という極めて高い発生確率になっております。また、現在本市の阿讃山麓沿いを横断している中央構造線活断層帯がクローズアップをされており、今後30年以内の発生確率はほぼ0から0.3%と極めて低い確率ではございますが、地震はいつ起きるかわからない状況でございます。このような状況の中、市民への大地震などの災害情報の素早い伝達手段を確保することは、本市の防災対策の重要課題の一つであり、J-A L E R Tの情報を直接住民に伝わるシステムの構築は急務となっております。このことに対応するため、本年度J-A L E R Tの情報を音声告知機や屋外拡声器から瞬時に緊急情報が住民に伝わるよう自動起動器を設置するための整備を進めているところでございます。また、これにあわせまして住民への補完的情報提供手段として、瞬時に緊急速報メール配信ができるシステムの構築についても進めておりました。来年4月からは運用を開始する計画といたしておりますので、ご理解をいただきますようよろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（出口治男君） 原田健資君。

○1番（原田健資君） J-A L E R TをACNとつなげるということのようですけれども、南のはるか沖で起きた地震が、全国瞬時何とかって書いてありますけれども、瞬時に家

にある有線の告知機で知らせてくれるということは、はるか南のほうで起きた地震が押し寄せてきよるよりも先に有線放送から何かの知らせがあるというふうには私は期待しておりますんですけども、そうしますと有線放送から何か変な音が、警告音みたいなのが来たらテレビつけに行くんでなくて、慌ててもう電源とかガスをとめて外へ出る、家が大揺れする前に家の外に出て下敷きになることがないというふうには私は思ってるんですけども、そういうようなのができたらいいなと思っております。これ私が言ってることが事実かどうかわかりませんが、そういうような私の勘ぐりで思っただけなんですけども、そういうような瞬時にその状況がわかる便利なシステムになれば大変いいと思います。期待しておりますので、よろしく申し上げます。回答はもう結構でございます、これで。

次の質問に移らせていただきたいと思います。

今切幡、古田にできています新庁舎の前を通る、これはちょっとさっき池光議員が質問されたんと大分重なるところがありますんで、申しわけないですけど用意しておりましたので、重なっておるところはちょっともう省いていただいて、一応用意しとるとおり言わせていただきます。

奈良坂と古田を結ぶ市道がありますが、市場中学校の裏ですね、この道、阿波町のほうから農免道路、山麓道からとても便利、裏街道的なルートではないかと思えます。鳴池線の前阿波農業阿北高校、中消防署あたりへ出る近道でもあります。結構交通量も東西に多いと思えます。この道に並行して旧阿波用水の道もあります。この道もバイパス的に利用されております。こういうわけで、非常に有効に使っていただいている道なので2車線にするべきルートと思っております。庁舎ができますとますます必要な道です。現在1車線化をしている箇所があります。工事していますけれども、これからするところは2車線歩道つきにぜひともしてほしいと思っております。中学校もありますし、重要な道と思えます。旧阿波用水ルートも古田の出入り口付近ですね、古田の交差点あたりも狭いという声もあります。水路にふたをするなり、庁舎周辺工事に合わせて改良していただければ大変スムーズな道になります。ということで、奈良坂、古田を結ぶ市道について、2車線でなく1車線に今までしているのはなぜですか。2車線にしてくださいということですね。

それから、新庁舎や市場中学校の通学路との関連、対策について、何かやっているのがあるのでしょうか。これをご質問申し上げます。ひとつよろしく願いいたします。部長、よろしく申し上げます。

(7番 笠井高章君 退席 午後3時57分)

○議長（出口治男君） 田村建設部長。

○建設部長（田村 豊君） 原田議員の3点目のご質問でございます。奈良坂と古田を結ぶ市道についてということで、2車線化でなく1車線化になっている改良工事はなぜかというふうなご質問でございますので、お答えをさせていただきたいと思っております。

市道奈良坂古田線につきましては、県道津田川島線と県道船戸切幡上板線を結ぶ二級市道の幹線道路であります。朝夕の通勤通学時には多くの車両、自転車等の通行がございます。改良できている箇所は、市場中学校北側区間及び古田地区の一部区間だけで、現在実施中の760メートルの事業計画を行うまでは路肩構造物もなく、未改良区間が大半という市道でありました。平成21年度より国の補助を受け、760メートル区間の事業に着手しております。当時計画幅員につきましては、起終点の状況及び沿線の補償物件等、費用対効果を勘案しながら1車線幅員5メートルで実施することに決定をいたしておりました。この計画により、平成21年11月から測量設計業務にかかり、平成22年3月には施工区間の用地関係者を対象に事業説明会を開催し、同区間については1車線幅員5メートルで施工を行うことについて了承をいただきました。その後、本路線沿線の市場町切幡古田地区に新庁舎建設の計画が決定されましたので、本路線終点の古田から新庁舎前給食センター西側までの区間約470メートルの間については、新庁舎及び給食センターへの大型車の進入、新庁舎への東西からの車両の往来及び来庁する歩行者の通行を考慮し、車道を2車線に変更し、また新たに歩道を設置する計画に変更をいたしました。この時点において、これより西区間の290メートルの間についても再度検討を行いました。西区間には住宅等も点在し、計画時点においても1車線幅員5メートルで了承を得ていたこと、また奈良坂までの区間においては狭隘区間が多く、一部区間は5メートルで既に拡幅済みの区間も存在しており、2車線への変更はできないと判断をいたしました。奈良坂古田線につきましては、未改良区間も多く、まずは奈良坂までの全線改良を行うことが先決と考えておりますので、ご理解をいただきますようよろしくお願いいたします。

続きまして、2点目、庁舎や市場中学校の通学路との関連対策についてというご質問でございます。

同じようなお答えになるんですけども、庁舎前を東西に走る奈良坂古田線は、西は県道津田川島線、東は県道船戸切幡上板線と接続する市道です。市場中学校の通学路として多くの生徒が通学をいたしております。古田側から庁舎前を通り、給食センター西側まで

の間については、車両等の往来も煩雑になることから、庁舎側に歩道を設け、また庁舎東側の県道交差点には信号機の設置も要望し、横断時の歩行者の通行にも配慮する計画といたしております。給食センターより西区間の約290メートルについては、歩道の設置はありませんが、現況幅員3メートルを5メートルに拡幅改良を行い、区画線等により車道と路肩を明確にして歩行者の安全を確保したいと思っております。しかし、奈良坂から市場中学校の間については狭隘区間も多く、通学自転車と普通車との対向もままならない箇所が存在する現状がございます。本区間においては庁舎完成までの狭隘箇所解消は難しいかもわかりませんが、庁舎完成後は現在以上の車両が通行する状況を踏まえ、早期に事業計画を行い、地権者の協力をいただきながらできる限り狭隘区間を少なくし、通学路としての安全確保を図り、生徒が安全に通学できる市道にしていきたいと思います。

それと、議員の質問の中でございました阿波用水跡地を利用した市道について答弁させていただきます。

阿波用水跡を東西に走る市道上野段古田線の古田地区の交差点部は道路幅員が狭くなっております。また、北側を並走する市道奈良坂古田線との交差点が接近しているため、非常に通行しにくい危険な交差点となっております。現状は5差路というような形になっております。

今回新庁舎建設に伴い隣接市道を改良することにより、徳島県警察本部、徳島県東部県土整備局と協議を重ね、県道及びこの交差点を含めた抜本的な交差点の見直しを行います。これに伴い、市道上野段古田線、これ阿波用水上の道路でございます、についてはルートを変更し、指摘されている古田の交差点の西側から北へ新たに道路を新設し、庁舎前を走る市道奈良坂古田線へと接続を行い、新庁舎への来庁者の利便性及び安全の確保を図りたいと考えております。このことにより、現状道路の古田交差点では一般車両の乗り入れを制限し、隣接農地所有者のみが通行できる道路として活用したいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

(7番 笠井高章君 出席 午後4時00分)

○議長(出口治男君) 原田健資君。

○1番(原田健資君) よくなることを期待しております。2車線ですね、さっきも言いましたように、便利な道で裏道というか、たくさん通っておると思います。しかも通勤に使うのでスピードなんかも上げて通ってる方も多いので、ずっとよく歩道、安全2車線化に向けて、また奈良坂の人家の多いところも何かいい方向で改善していただけたらと思い

ますので、期待しておりますのでよろしくお願いいたします。ご答弁は結構でございます。

では、次の質問に移らせていただきます。

市内図書館における本の購入、配本について。

どんな方法で選び、配本しているのか。この中で、今徳島新聞とかほかの新聞も同じと思いますけども、「はだしのゲン」という本がありますね、漫画ですけども、そのことについてもご質問したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

最近「はだしのゲン」が新聞でよく出ております。今まで何回も徳島新聞ですけども出てきました。その本について、阿波市の図書館の現状はどんなんでしょうか。学校内の図書室にちゃんと置いてあるのでしょうか。また、図書館のほうもどんなぐあいで置いてあるんでしょうかという質問です。

戦時中、市場町には飛行場がありました。市場中学校あたり一帯立ち退きで、高校生初め総動員で急ピッチで飛行場がつくられました。朝鮮人の方も動員されたりして、見た人が朝鮮人の方がかわいそうだったという話を聞きました。どんなにかわいそうだったかということは話していただけなかったんですけども、昔のことです。上官の命令は天皇陛下の命令という時代、上官に部下が殴られ、血だらけになってワンワン泣いているのを見たという地元の人もいます。それを見て、軍隊は恐ろしいところだというふうに子ども心に思ったという話も聞きました。立ち退きです。立ち退きにおくれた家かどうかなんでしょうかね、焼かれた家もあったということも聞いております。この飛行場には軍艦に、戦闘機乗ったまま、飛行機乗ったまま体当たりをする兵士さんも来ていたということです。私の職場経験としては、軍隊帰りの人も多く、慰安所の話とかシベリアの話など先輩から断片的ではありますがいろいろ聞いてきました。ところが、最近はそういうような年配の方は職場にはいないと思いますし、そういう話を聞く機会も少なくなっていると思います。戦争に行くとか行かされることは、どうなんでしょうね、将来あるんでしょうか、ないんでしょうかね。そういうような戦争時代の事実というのはもう子どもたちに知っていただきたいと思っております。そういうようなわけで、「はだしのゲン」という本は非常にいい本だと思いますけれども、最近話題になったような状況でございます。そういうような中で、我が市内の図書館のどんな方法で選び、配本しているのか。それとついでに、「はだしのゲン」の今の阿波市の状況を知りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。教育次長、お願いします。

○議長（出口治男君） 新居教育次長。

○教育次長（新居正和君） 原田議員の図書館における本の購入、配本について、どんな方法で選び、配本しているのかについて答弁させていただきます。

阿波市内には旧町ごとに4館の図書館がございます。図書館の管理につきましては、平成19年4月より民間業者による指定管理により運営を行っております。指定管理業者は本社が東京都文京区にある株式会社図書館流通センターでございます。

ご質問の図書館における本の購入及び配本につきましては、図書資料選定基準の市民の一般教養、学習、レクリエーション、調査研究のため、市民の要求を基礎として一般教養、実用書、文芸書、児童書を中心として資料を収集する大もとに館長及び各館の図書館司書などが協議を行い、市民からの要望の多い本を優先して選書をしております。その後、毎月1回開催しております阿波市の審査機関である図書館図書選定委員会によりまして図書の審査を行い、購入しております。なお、配本及び分類等につきましては、図書館司書などが各館とのバランスを考えて協議の上行っております。

次に、「はだしのゲン」につきまして、図書館や学校に蔵書があるのか、また貸し出し制限をつけているのかということでお答えいたします。

「はだしのゲン」の単行本は1巻から10巻までございます。図書館につきましては、市場図書館に2セット、阿波及び吉野笠井図書館にそれぞれ1セットの蔵書となっております。土成図書館には蔵書はなく、これまでの登録及び除籍の実績もございません。また、学校につきましては、全ての小・中学校にビデオを含めまして1セットから4セットの蔵書があります。

「はだしのゲン」につきましては、新聞やテレビ等で閲覧制限の賛否が報道されておりますが、阿波市においては貸し出しの制限は行っておりません。市民の方で貸し出しカードがあれば誰でも借りることができます。仮に阿波図書館で借りたい本がない場合、予約をすれば翌日にはほかの図書館から取り寄せて貸し出しを受けることもできます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（出口治男君） 原田健資君。

○1番（原田健資君） ないところもあるという話ですが、ほかの図書館から借りられるという話でございます。あるにこしたことはないと思いますので、できるのであれば配本したらいいかなと思います。

このごろ右傾化とか前のめりとか言っている話も聞きますけれども、何でも知って悪い

ものはないと思います。小さい子どもに残酷なことを見せるという話でその本のも話題も出てきたわけですが、あの漫画を見ましたら小学低学年の子どもにはちょっと難しいっちゅうか、読めるような本ではないんでないかと思います。昔の現実的な実際にあった話ですので、戦争の恐ろしさとか原爆の恐ろしさ、そういうなんを子どもたちにぜひ知っていただきたいなあと考えております。これからもどんどん図書を皆さんにも利用していただけたらと考えております。回答は結構でございます。

以上、いろいろ申し上げましたけれども、私の質問これで終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（出口治男君） 1 番原田健資君の一般質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午後 4 時 13 分 休憩

午後 4 時 25 分 再開

○議長（出口治男君） 引き続き会議を開きます。

本日の会議時間は、議事の都合によってあらかじめ延長することを申しておきます。

9 番吉田正君の一般質問を許可いたします。

9 番吉田正君。

○9 番（吉田 正君） 議席 9 番吉田正、議長の登壇許可をいただき、通告に基づきまして一般質問をいたします。

まず最初に、1 点目、市有財産の運用ということで質問をしておりますが、現在の遊休地の対策ということで出していますが、これは吉川議員が質問して、答弁が重複すると思いますので、この件については今回は省略をしていきます。

それと、これの中で私が特に聞いておきたいと思うのは、遊休施設の中で西長峰にありました吉田荘の件でございますが、この件についてちょっとお伺いしたいと思います。

1 年半前に吉田荘が伊月荘ということで養護老人ホームが民営化になりました。これから 1 年半たって今現在、あそこの現場をちょくちょく通りますが、1 年半でこないにもなるもんかなというぐらい老朽化でみすばらしいなっております。そういうことで、今回野崎市長も 2 期目を迎えておりましたが、遊休地とそれと遊休施設の対応がちょっと計画に出てこんなということで質問をさせてもろうたわけでございますが、吉川議員の答弁で大体理解もできましたが、吉田荘についての見解を、担当は総務部長かいな、内容はもうおた

くのほうもわかっとなるだろうけん、簡単に答弁を願います。

○議長（出口治男君） 井内総務部長。

○総務部長（井内俊助君） 吉田議員のご質問、市有財産の運用についてにお答えをさせていただきます。

ご質問のうち2点目の遊休施設の対応ということで、特に旧の養護老人ホーム吉田荘の施設と敷地ということでございます。

旧養護老人ホーム吉田荘は、平成22年3月に用途廃止をし、現在未利用のままとなっております。この概要についてご説明をさせていただきますと、建物敷地として3,012.55平方メートル、一段下がった駐車場敷地が486平方メートル、合計で3,498.55平方メートルとなっております。建物につきましては、本館がコンクリートブロックづくり、鋼板瓦棒葺きで、平家建てで建築面積が1,119.7平方メートル、建築年月日は昭和48年7月2日となっております。この建物につきましては既に40年が経過しておりまして老朽化も進んでいるところであります。建物については、本館以外にも車庫、自転車置き場、霊安室等の附帯建築物もございます。平成18年に実施した耐震審査では、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、または崩壊する危険性が低いとの結果が出ておりまして、改修工事により有効な活用方針について検討してまいりましたが、活用方針が決まっていないのが現状でございます。建物を解体したまま現状での売り払いについては非常に厳しいものがあるかと思えます。今後景観上、また防犯上においては解体工事が必要かと考えておるところでございます。また、今後更地にした上での売り払いとか、太陽光発電用用地としての貸し付けなどの方向も視野に入れまして検討をしてまいりたいと考えておるところでございます。

なお、解体工事につきましては、附帯施設も含めて概算で2,500万円程度は必要になるのではないかというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（出口治男君） 吉田正君。

○9番（吉田 正君） ただいま総務部長のほうから説明がございまして、内容はわかりましたが、この問題につきましてはやっぱりもともと寄附してもらうたから養護老人ホーム吉田荘というのが建設できたわけなんです。あの辺の人が老人の人もおられない、人がおられんようになったものの傷みというのは非常に早いように思われます。早急にこれ何年も置かんと、市長、いろいろ皆さんに検討していただいて、これだけは早う早急に解決

できるように特にお願いをいたしまして、この問題は置きます。

それと、1点目の公有財産の運用ということで、3番目に市営住宅のストック計画に伴う老朽住宅の解体等について、今後建てかえた後どのようにやっていくのかなということをお聞きしたい。

それと、東条住宅をストック計画で37戸の現在の戸数を60戸の建設を予定をしております。それが26年、7年で完成の予定で物事を運んでいるように思われますが、このストックの計画につきましてちょっと私も腑に落ちるところがあるので、質問をさせてもらいました。

このストックで60戸を建設するのに阿波町の公営住宅、その隣の北のほうに、北西に当たるところじゃけど、東条北団地ちゅうんがあります。それから、東条中、それと北柴生団地を廃止にして統合して60戸にここへ持っていくというような計画が見えてます。私がちょっと不思議に思うたのは、阿波中学校の横に阿波町の公営住宅で東原団地ちゅうんがあるんです。これ9戸の戸数があります。これは住宅のストック計画の中ではこの住宅は用途廃止というんが決まっております。これがなぜここだけが残って、この東原住宅より遠いところの団地を東条住宅の鳴池沿いに持ってくるようになってるけん、そこら忘れとったんか、その内容がちょっと知りたいわけなんです。

これ実は合併して間なしにここの団地も9軒のうち3軒ぐらいだったと思うんやけどな、入居しとんが。そのときにあその学校に近いし、便利なけん、子どもを持つとる人はできましたら入居をしたいということで入居申請を出したようにも思われますが、あその場合は政策空き家ということで今はもう入居はさせておりませんということだったんです。今現在4軒入とんです。ほやけん、現実にこれを用途廃止をするのか、それとも存続しておくのか、これを明確にちょっとお聞きしていただきたい。

これを私が何でこの問題を出していくかということは、志度山川線があ住宅の西側を通ります、今度。用途廃止で決めとんならこれを東条住宅のほうへ建てかえのストック計画の中に入れて、この団地は解体して市有財産の売却ということで、人口減を多少でも防げるんでなかろうかと。学校に近いけんこれは土地の分譲しても希望者はあると思うんです。小学校に近いし、中学校に近いし。これをただ、何千円もらようかわからんけど、4軒ぐらいであと5軒を遊ばせて、用心にも悪いし、これをできるだけ東条住宅のほうへ入れて、早急にこれ志度山川線が開通したら恐らくこれ解体したら売買したときに申し込みは多いと思います。これは今度の東条住宅の60戸の中の計画の中に入れて、この集合

団地っちゅうんはもう用途廃止ということで決めていただきたい。答弁をいただきたいと思います。

○議長（出口治男君） 田村建設部長。

○建設部長（田村 豊君） 吉田議員の一般質問にお答えをさせていただきたいと思いません。

市有財産の運用についてという3点目、市営住宅のストック計画に伴う老朽住宅の解体についてということでございます。

それで、先にストック計画についての説明と現在進めております東条団地の計画について少し答弁をさせていただきたいと思いません。

市営住宅ストック総合活用計画についてでありますけれども、市営住宅の老朽化が進んでいる状況の中で、定住促進や安全・安心な住宅環境づくりを推進するため、市営住宅を総合的に活用、整備するための計画として、阿波市営住宅ストック総合活用計画を策定をいたしております。この計画書につきましては、市営住宅の実態把握と将来需要の予測等を踏まえて、各地域及び各団地の実情に応じた活用の目標設定を行い、統廃合を含め、建てかえ、長寿命化改善、維持管理、用途廃止を位置づけ、円滑な事業推進に向けた事業手法とか事業スケジュールの設定を行い、中・長期的な視野に立った整備を図っていこうとするものでございます。

それで、老朽住宅の解体というふうなことで東条住宅の取り組みについて説明をさせていただきたいと思いません。

この事業、東条住宅につきましては、現在東条団地12棟37戸及び集会所を解体し、新たにストック計画につきましては50戸というふうなことで今計画をいたしてございましたけれども、50戸から60戸ぐらいというちょっと少し幅を持たせて現在計画をいたしております。それで、50戸から60戸程度の団地を確保し、また集会所を建設する計画でございます。現在、東条団地の解体工事に向け準備を進めております。解体設計と解体工事等に伴う家屋影響調査及び地質調査については既に終了をいたしてあります。なお、この事業に伴い周辺の東条北団地を初め近隣小規模団地6団地42戸につきましては、新設団地に集約する予定であります。集約により退去が決定、完了した団地ごとに順次取り壊しをすることにいたしてあります。また、将来的には吉野町の野田原団地、また市場町の箸供養団地、土成町の北二条団地の3団地におきましても順次新築等の工事を進めてまいりたいというふうに考えております。

それで、議員のほうからご質問のごございました東原団地の件でございますけれども、東原団地につきましては、昭和43年に5戸と昭和44年に4戸、9戸の団地でございます。簡易耐火構造平家建てというふうなことで、現在9戸のうち空き家の戸数が3戸となっております。それで、非常にもう古い建物でございますので、現在政策空き家というようなことで管理をいたしております。政策空き家につきましては、退去者といいますか、明け渡しがあっても次の方の入居を募集しないというふうな住宅で管理をいたしております。

それで、今東条団地につきまして周辺を集約するというふうなことで説明いたしましたけれども、その集約の内容を少し説明をさせていただきたいと思います。

集約につきましては周辺の6団地を集約をいたします。名前を挙げてみますと、東条北団地、簡平の住宅でございます、これが5戸米、東条中団地、これも簡平、4戸米、北柴生団地、これも簡平の15戸米、桜ノ岡下団地、これも簡平の住宅で5戸米、中坪団地、簡平で3戸米、新東条団地、簡平で10戸米というふうなことで、これを集約する計画です。この計画につきましては、さきに設定をしております阿波市市営住宅ストック総合計画の中で実はこういう計画を立てております。

それで、東原団地につきましては、今政策空き家というふうなことで管理をし、実はこの東条団地の新築には現在の計画では集約には含まれて実はおりません。それで、この東原団地につきましてその後いろいろと担当等とも協議を重ねる中で、現在は東条団地の集約計画には入っておりませんが、新団地の東条団地が平成26年、27年2年間で工事が完成するわけでございますけれども、東条団地が完成し、入居の状況によりまして東原団地、この阿波中の隣でございます、現在政策空き家にしております東原団地も含め、他の団地も含めて東条団地の状況により集約対象に入れることも検討していきたいというふうに考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（出口治男君） 吉田正君。

○9番（吉田 正君） この住宅のストック計画につきましては、部長の説明をお聞きしましたので、この回はもうこれで結構です。

続きまして、志度山川線について部長以下ご答弁を願いたいと思います。

この私のほうの阿波町時代のときから志度山川線、これは県道ということで承認をさせていただくとおと思いますが、その承認の年月日がわかったらちょっと教えていただきたい

んと、それとこの問題は阿波町時代にいろいろと国、県との折り合いの関係で非常に事業がおくれました。昭和55年から7年ぐらい、ちょっとした国と県の考え方と阿波町の考え方が違うということで、この道路は当分の間置かれたように私は感じております。今回いろいろな市道を見させてもろうたりしましたが、この志度山川線が昭和、これは自衛隊道路はまた後ほど答弁願いますが、吉野川と阿波町と山川町を結ぶのが瀬詰の潜水橋が以前にあったわけなんです。避けていけたわけです。そして、後ぎり瀬詰大橋を建設するというので阿波町が3町、伊沢、林、久勝という町村が合併して阿波町が誕生し、それから割石町長が初代町長ということで当選されました。そのときに瀬詰の橋の潜水橋というのはやっぱり水が出たら通れんということで、本格的な瀬詰大橋を建設する期成同盟会ができました。それで、志度山川線という名前をそのときに初めて期成同盟会ができて陳情したようなこともあります。その後にもまた自衛隊道路も出てきますが、そういうような関係で進めてきた事業が非常におくれて、隣の市場の道路のほうが先にさぬきの立派な道路ができたということで、当分の間阿波町はちょっと置かれたわけなんです、志度山川線は。

今回この問題は私は特に感じたことは、合併してから小笠原市長が初代で、野崎市長が今2期目を無投票選で当選され、阿波市をかじをとっているわけですが、いろいろ事業の流れから事業の進捗状況、金の流れ、やっぱり小笠原市長からこっち徐々に動いて、野崎市長になって金が随分動いているように思います。平成20年から25年までの間で毎年1億円に近い金が、予算がついています。これまでは志度山川線つちゅうんはなかなか予算がつきにくいということでなかなかこれができんなどということだったんですが、こないだから阿波中学校の道まで用地交渉ができ、工事也大分進捗してまいりました。この問題で私がいろいろこれから部長に答弁願うわけですが、今の工区で進めていきよる事業がいつごろに中央道路まで来るか、見通しがついとるかどうか。それと、志度山川線で、正木議員の区の南のほうに大規模農道が走っています。その南側の交差点から北へが今のところは改良が進んでいないということでございます。これは非常に道幅は狭くって、住人が通ったらもうあとは通らんというような道路が延々と続いております。この道路のこれから見通しがどうなるか。この道路は妙なもので、伊沢北の小学校、昔の真重から北への道が2車線で広うに改良ができるところがございまして、これがいわゆる自衛隊道路につながって、引地自衛隊、香川県境までの道路ということになっていくわけなんです。この自衛隊道路と引地まで行く間のいわゆる梅ノ木原の入り口から引地の自衛隊道路の続きの道までの計画要望はなかなか立てにくいだろうけど、これも年数がたっていま

す。もういいかげんでしばしば北へ向いても動いていかなんだら、この道路は現状のまま  
で終わるんでなかろうかと感じております。これでできましたら部長に、今の現況の道路  
がいつごろ中央道路まで来るかというのと、それと梅ノ木原から入って行って真重のほう  
へ行く引地までの間でカーブが多いところがあります。安心して通行ができるように局部  
改良でもしてカーブのところを改良できるかできんか、そういうような計画があるかない  
かをお聞かせ願いたいと思います。それから、後ほどまた質問をさせていただきます。そ  
れでよろしく願いをいたします。

○議長（出口治男君） 田村建設部長。

○建設部長（田村 豊君） 吉田議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

2点目、主要地方道志度山川線の進捗状況はということで、1点目、現在進行している  
工区の見通しについてと、2点目は梅ノ木原より真重引地前の計画についてというご質問  
でございます。

まず、1点目のご質問でございます。現在進行している工区の見通しについてござい  
ます。

現在県で進めております志度山川線バイパス工事につきましては、伊沢忠魂碑箇所から  
市道中央東西線までの全長1.7キロメートルのうち、現在用地買収が約92%終了して  
おります。工事につきましては、北より930メートル、約55%が供用開始されている  
ということでございます。それで、平成25年度の事業といたしましては、市の商工会館  
周辺の補償用地及び未買収箇所の交渉を進めてまいるということで、残り480メートル  
区間の工事にも取りかかる予定と聞いております。

それで、議員の質問にございました見通しについてというふうなことですけれども、こ  
の見通しにつきましては、県の担当者とお会いして再三聞いてみたんですけれども、なか  
なか具体的なお答えは聞けないというふうな状況で、2年ですか、3年ですかと聞いて  
も、それはお答えできないんだというふうなことでございますので、ご了解をいただき  
たいと思います。

それと、2点目、梅ノ木原より真重引地までの計画について、梅ノ木原の阿讃山麓線よ  
り真重引地までの整備計画につきましては、現在県の計画箇所には入っておりません。現  
在工事が進められていますバイパス工事区間が開通し、吉野川市と本市の阿讃山麓線が2  
車線につながれた後の計画になろうかと思っておりますが、引き続き県への要望は継続的  
に行ってまいりたいと考えております。それで、今具体的にご質問のなりましたカーブの

多い局地部分の局部改良の計画についても、当然まだ計画はないというようなことでお答えをさせていただきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（出口治男君） 吉田正君。

○9番（吉田 正君） 明確に答えは出していただいて、ありがとうございます。

部長、これね、現実私が思いよんは、まずほんならこれから。この認定になって、志度山川線の、これは後でけっこうです。それで、これ私は勘違いしとったんやけどね、この線は路線は志度山川線、通称志度山川線で私も通んじよるし、そういう考えだったんです。それで、今回質問状を出したときにどうも名称が違うようなということがわかったんです。これはどういうことかという、通常の県の道路でなしに、今市長が会長をしております山川海南線、それから山川から志度までの線、これは地方主要道路、これ普通の県道より格上らしいんです。私勉強不足で知らなんだんやけどね。そういう路線でありながら、計画が立たんで途中でやめるような問題で私はないと思うんです。普通県道ならいろいろとあるだろうけど、この徳島県と香川県を結ぶ道路、これを徳島県が主要道路を地方主要道路という、普通の県道より一段格が上なんですよと聞いたんです、それは。おたくのほうの担当から聞いた。そやけん、そこまで格が上な志度山川線ならある程度は計画立てて県も予算を置いてもらわな困ると思うんです。

それで、私がこれなぜこの問題を今回出したかというのは、野崎市長が山川海南線の会長しよると。それに山川海南線に志度山川の線がくっついていくということで、これも一本の道なんですよね。そやけん、これまた市長にも後から答弁願うかもわからんのやけど、これ今市長がやってくれなんたらこの道路は完成せんと思うんです、私は。それで、この際阿波市においては市長の力があっていろいろと事が進んでいきよんだらうけど、野崎市長誕生からこっちに徳島県の現役職員、幹部職員の三宅副市長が初代です。2代目が森本副市長、そして今度黒石、立派な腕の切れる副市長が誕生しております。こういうときに、部長、やっぱりある程度の比較をしてもろうて、この今徳島県と今のうちの阿波市の行政っちゅうんはかっちりとなつながつとるように私は思うんです。この機会を逃したら恐らくこの志度山川も完璧に仕上がらんように思います。そういうことで今回私は質問させてもろうておりますので、あかんのですわ、計画がないんですわでは納得できるような答弁で私はないと思います。そやけん、これから市長にも荷預けるようになるかもわからんけど、今この機会にこの志度山川、それは阿波町だけの問題の道路になるかもわからん

けど、やっぱり阿波市としての方向性に志度山川線ちゅうんは重要な道路で県が認定しとんだから、これは計画的にやっていけるような方向で県のほうを利用してもらうて、一年でも早い志度山川線の完成をしてもらいたい。その後、これ答弁ちょっと部長、市長にまた後から願うわけで、市長にはまだ自衛隊道路の件もあるけん、まとめて市長には答弁してもらいますが、この件について、部長、ひとつよろしく願います。

○議長（出口治男君） 田村建設部長。

○建設部長（田村 豊君） 吉田議員の再問にお答えをさせていただきたいと思います。

梅ノ木原から真重引地までの計画につきましては、県にもいろいろと参りまして尋ねたところ、先ほどお答えさせていただいたように、現在については具体的な計画はないというふうなことでお答えをいただいたところですが、なお今議員からもお話がありましたように、ぜひこの機会を捉えて事業を進めたいというふうな思いでございます。位置につきましてもこの路線につきましては四国横断道改良促進期成同盟会、実はこれ市長が会長もしております。そういう路線でもありますので、県に対しましても強くこれから要望もしてまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（出口治男君） 吉田正君。

○9番（吉田 正君） それでは、これから計画については密に県のほうと協議し、今も原田先輩議員のほうから県議は何しよんなどという声がありました。丸若県議、それから…

両県議にこれは特にお願いして、やっぱり県と阿波市と、何ぼ市長が会長しよつても県議が県道に対して何も動かんだら何も前へ向いていかんとか、これは両県議にくれぐれもこういうような要望がありましたということを伝えてください。

それと、部長、用地が登記できて、県のほうへ、自衛隊道路の件じゃけど、これは県のほうへ送つとると思うんじゃけどね、登記ができとると思うんじゃけどな、県道に。

それと、これ徳島県が志度山川線ちゅうんが認定された年月日はわからんね。これは結構です。どうぞ。

○議長（出口治男君） 田村建設部長。

○建設部長（田村 豊君） 吉田議員の再問にお答えしたいと思います。

県道に承認になった年月日というふうなことでありますが、これにつきましては昭和57年から昭和60年ごろに阿波町で現地測量を行いまして、用地取得後、県に移管された

というふうな資料がございますので、昭和57年から昭和60年にかけて県道になったんではなかろうかというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（出口治男君） 吉田正君。

○9番（吉田 正君） 志度山川線について3遍質問しております。それで、志度山川線のうちの自衛隊道路じゃけど、議長、これはどうですかいね、質問したいんじゃけどね。市長に答弁ももらわないかんこともあります。これちょっとごっちゃになったけん、志度山川線の中の自衛隊道路だけど、自衛隊道路っちゅうのは、多分で、議長とか、小休して。ちょっととめて。

○議長（出口治男君） 暫時休憩いたします。

午後5時04分 休憩

午後5時05分 再開

○議長（出口治男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○9番（吉田 正君） 3遍質問がなっとるようでございます。それで、市長にも答弁をもらうわけでございますが、その前に流れとしては、今言うたように、自衛隊道路は33年にかかり、34年、36年ということで、50年以上経過をしとるということなんです。それで、もう最後に答弁は部長にもろうても、市長の総括で市長に答弁をいただくことになると思いますが、じっくり答弁してくれて結構です。時間がありますけえ。

○議長（出口治男君） 野崎市長。

○市長（野崎國勝君） 吉田議員のほうからは自衛隊道路の引地から県境までの今後の取り組みというようなご質問だと思いますが、今までの質問あるいは答弁の中身ですね、いろいろ頭の中で整理しておりますと、実は部長のほうからも答弁いたしましたけれども、ちょうど私志度山川、これ県道2号線ですよ、たしか。志度山川から四国横断線改良促進期成同盟会というのがございます。これが県道部分の志度山川部分ですかね、これがたしか15.7キロ。その中に7.7キロの半世紀前に自衛隊にお世話になった自衛隊道路があります。15.7キロの中に7.7キロの自衛隊道路がある。それから、今度国道193号線、これが山川から海陽町まで行ってます。昔の海南町ですかね。この距離がたしか112キロ、約ですね。トータルで志度山川あるいは国道193号線で約128キロあります。ちょうど私もその2つの路線、四国横断線改良促進期成同盟会、2市3町で構成してありますが、その会長を仰せつかってございまして、まず地元の志度山川をとにかく走破

してみようということで、地元の長老さんにご質問の吉田議員も一緒に志度までは行けませんでした。たしか7.7キロの自衛隊道路に2時間15分かかりました。本来なら15分から20分で走るんでしょうけど。とにかく木は生い茂る、あるいは少し50年、60年さわってませんので道は傷んでます。ところが、私の印象としては、これ本当に50年さわらずにまだようこまでの道路がもってるな、崩れてるところもないしね。ただ、木が生い茂ってるっていう感じです。軽四の四輪駆動3台ですかね、それで2時間15分ほど7.7キロの道を走ってきました。その後、いっそもう海陽町まで行けということで、一日かけて海陽町まで走ってきました。途中には切越峠、あるいは土須峠、それから三里の峠ですかね、非常に厳しい道とは言えない道なんでしょうけれども、通ったわけなんですけど、やっぱり感じたことは、確かに今徳島県の東部高速道路あるいは高規格道路、8の字高速のネットワークの絡みで随分工事が動いてます。ところが、この四国横断線というのは約128キロもあるんだけど、話別ですが、一日走って、山川から海陽町まで、6台ぐらいしか車はいませんでした。もちろん志度山川も同じ状況です。ただ、四国の道路から見ると、本当に徳島、鳴門高速道路等々が随分できてますけれども、瀬戸内海から太平洋まで抜けてる道というのはこれしかないんですね。私も再三再四国交省あるいは財務省へ要望を行ってます。そのときに、財務省の非常にえらい方です、事務方のもうトップに近い方なんですけど、たまたま部屋へ招いてくれまして、要望書を手渡したところ、頭いい人ですね、阿波市長、この道ってすごいよ、瀬戸内海から太平洋まで地図の上では一直線の道があるなんて私も知らなかった。しかも、途中はすごい県立公園あり、長安ダムがあり、すごい峠が3つある、スーパー林道ある。えらい感激してくれまして、いっそのこの要望書を、四国の地図にこの130キロ近い横断線、地図に入れたらどうですかと。そしたら位置図がよくわかりますよ。要望に行ってそんな意見を言われたのは実はもう初めてです。非常に大汗かいたという記憶がございます。そのときに志度山川につきましては随分と説明いたしました。もうほとんどお墓とか田んぼ、畑のごく一部分残してほとんど用地交渉ができてます。とにかく一気にお金くれませんか、どうしても1年か2年で完成させてほしいと随分強く要望してます。予算等につきましてはちょっと部長のほうからも答弁申し上げましたけれども、今1億1,000万円ぐらいのペースで予算がついてます。急ピッチとは言えませんが、当初でつかなかったら補正で7,000万円、8,000万円つけてくれる。そんなことを繰り返しながら何とか今阿波中学のどこまで来てます。もういま一步頑張れば何とかこの東西線まで行けるん

じゃないかなと思います。

じゃあ、その次に、さてその自衛隊道路なんですけど、さっきも状況を説明いたしましたけれども、本当に7.7キロに2時間15分かかっていくだけの価値はある。ところが、軽四ですけども四輪駆動であれば2時間かかっても結構通れるんですね。そして、路面も私も途中でとまりながら走ったわけなんですけど、そう悪い道じゃないです。何で50年、60年ほっといてここまでしっかりした道が残ってるのかなという不思議なぐらいな道。恐らく、僕の想像ですけども、自衛隊があのおときに見たときには測量も何もせずに現地を見て恐らく戦場想像してもらったらいけるんですね。重機を入れて適当にというたらなんですけど、適当に抜いていった。確かにすごいヘアピンカーブが3カ所あります。山崩れのおそれがあるというのは1カ所だけだったんですね。それと、普通ならああいう傾斜の斜面をブルドーザーで抜いていくと、どうしても道路に山の水が走って谷ができますよね。谷ができるとところも100メートル以下。ねえ、吉田議員ね。もうすばらしい、本当。これちょっと手入れしたら本当にこれ道路、市道まで行けるなという感じは持ってます。思いっきりじゃあこれ全部やっても1,000万円ぐらいで阿波市の市単事業でやれんかなという気もしたんですが、やはり何様県道、勝手に私が手つけるわけにもいかないし、そんなことで部長あるいは次長が県のほうと協議してもらいました。ところが、ブルドーザーで突いて、車は通れるようになったんだけど、さあほんなら通行どめ今してますよね。そいつを解除できるかというたら、もう難問がやっぱり待ち構えてる。人が通る、車が通るとなってくるとやっぱり安全性がしっかりしてないとこれは通行どめの解除はできないという今現在そんな結論です。これから精力的に県のほうとも詰めて、これ南海トラフの地震もあるし、私のほうも引地の周辺あるいは亀底の周辺集落随分あります。むしろ梅ノ木原から奥のほうの道のほうがむしろ危ないんじゃないかな。じゃあ、香川から来る場合だったら60年傷んでないんだから、手入れしなくても、傷んでないんだからそっちから避難路ということで何か理由つけられないかな、そんなことも考えながら、ともかく県とも協議を積極的に重ねていきたいと、かように思ってます。

まだまだ今も吉田議員の話聞きましたらどうも志度山川線、吉野川の橋をかけるための何か餌に使ってるというのも僕も今ちょっと感じ受けたんですがね、それはそれでの成果があったんじゃないかなと。しかし、吉野川に立派な橋もでき、これから先やっぱり志度山川というのはしっかりした県の名前ついてますしね、バイパスもしっかりできてますので、そのあたりをこれからやっぱり物語として語りながらしっかり県と協議して、何とか

なるように努力いたしたいと思っております。その節にはよろしくご協力お願いします。

○9番（吉田 正君） それでは、延々と答弁ありがとうございました。これで私の質問は終わります。

○議長（出口治男君） 9番吉田正君の一般質問が終了いたしました。

~~~~~

日程第 2 議案第46号 平成24年度阿波市一般会計歳入歳出決算認定について

日程第 3 議案第47号 平成24年度阿波市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 4 議案第48号 平成24年度阿波市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 5 議案第49号 平成24年度阿波市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 6 議案第50号 平成24年度阿波市伊沢谷簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 7 議案第51号 平成24年度阿波市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 8 議案第52号 平成24年度阿波市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 9 議案第53号 平成24年度阿波市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第10 議案第54号 平成24年度阿波市御所財産区特別会計歳入歳出決算認定について

日程第11 議案第55号 平成24年度阿波市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

日程第12 議案第56号 平成24年度阿波市水道事業会計決算認定について

日程第13 議案第57号 平成25年度阿波市一般会計補正予算（第3号）について

日程第14 議案第58号 平成25年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第1号）について

日程第15 議案第59号 阿波市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正に

ついて

○議長（出口治男君） 次に、日程第2、議案第46号平成24年度阿波市一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第15、議案第59号阿波市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正についてまでの計14件を一括議題といたします。

これより議案に対する質疑を行います。通告がありませんので、質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております各案件は、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会、決算審査特別委員会に付託いたします。

各常任委員会、決算審査特別委員会委員長におかれましては、第3回阿波市議会定例会日程表に基づいて委員会を開会され、付託案件について審査されますようお願いをいたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

議事の都合により、明日13日金曜日の本会議は休会といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（出口治男君） 異議なしと認めます。よって、13日金曜日の本会議は休会とすることに決定いたしました。

次回の日程を報告いたします。

17日午前9時30分から決算審査特別委員会、18日午前10時から総務常任委員会、午後2時から地域活性化インターチェンジ調査特別委員会、19日午前10時から文教厚生常任委員会、20日午後1時から産業建設常任委員会です。

なお、次回本会議は、27日午前10時再開いたします。

本日はこれをもって散会をいたします。

午後5時20分 散会